

MONO3197040079

朝鮮の水産業



朝鮮の水産業

1923 12.6

木
七
十
三
日

국회 도서관



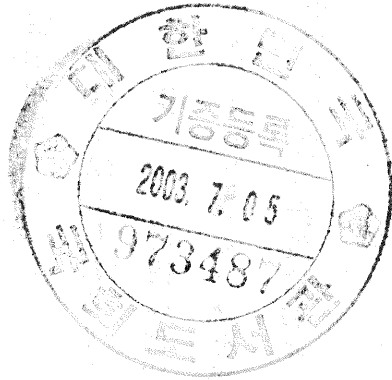
00973487

凡例

一 本書は朝鮮水産業の變遷並本府施設の概要を記述し水産業の大勢を明ならしむる目的を以て編纂したるものなり。

二 統計表は記事に對し引例に供するを目的とし特別の事由あるものゝ外明治四十三年以降大正十年迄の分を掲記せり。

三 統計表に掲げたる指數は初年分(明治四十三年末詳なるものは明治四十四年分)を百とし増減の割合を示したり。



朝鮮の水産業

目次

第一章	總說	一頁
第二章	漁業	五
第一節	漁場	五
第二節	漁業の種類	六
第三節	漁船漁具	八
第四節	漁獲物の處理運搬	一三
第五節	販賣機關	一四
第六節	漁港	一七
第七節	漁業資金	一九
第八節	移住漁民	二一
第九節	漁家の副業	二三

目次

第十節	漁業處分及取締	二四
第三章	養殖業	二六
第四章	製造業	二八
第五章	輸移出	三二
第六章	試驗調查	三四
第七章	指導教育	三五
第八章	組合	三八
第一節	水產組合	三八
第二節	漁業組合	四二
附 表		
第一表	水產業生產高、戶口、船舶數表	一
第二表	漁獲高、漁業者戶口、漁船數表	二
第三表	製造高、製造業者戶口、船舶數表	三
第四表	種類別漁獲高累年比較表	四

第五表	種類別製造高累年比較表	二四
第六表	種類別養殖高累年比較表	二九
第七表	漁獲高道別累年比較表	三二
第八表	製造高道別累年比較表	三五
第九表	養殖高道別累年比較表	三九
第一〇表	漁業別漁獲高表	四二
第一一表	漁船累年比較表	四六
第一二表	仕向地別鮮魚輸出額累年比較表	五七
第一三表	仕向地別水產製品輸出額累年比較表	六〇
第一四表	漁業處分件數累年比較表	六八
第一五表	漁業組合設立狀況表	七九
第一六表	地方費水產事業費累年比較表	八〇

朝鮮の水産業

第一章 總 說

朝鮮は三面海を以て圍繞せられ海岸線の延長本土を島嶼とを通過して四千三百九十五里（九千三百二十五裡）の長きに亘り、百尋線内の海床亦頗る廣大にして、北境豆滿江口より釜山港外に至る東海岸は、海岸線比較的長大なりと雖概して屈曲に乏しく殊に江原道沿岸は殆ど直線を爲し、清津、元山の二港を除くの外良港錨地に適するもの少く、然も沿岸に併行せる金剛山脈は傾斜急にして海面に逼り、斷崖絶壁を成すもの多く従て沿岸水深く、又干満の差小にして潮流緩慢なり、之に反し全羅南道珍島の附近より鴨綠江口に至る西海岸は、沿岸屈曲多く大小の島嶼散在し、潮流極めて急激にして干満の差三十呎以上に達し、廣漠なる干潟を成し且概ね遠淺にして黄海の中心に至るも水深五十尋を超へず、鎮南浦、仁川、群山、木浦其の他船舶の出入、碇泊に便なる地點尠からず、又釜山港より珍島附近に至る南海岸は、大小の島嶼無數に星羅棋布し、所謂多島海の稱ある所にして沿岸の出入、屈曲甚しく水深概ね八十尋内外を超ゆる所尠く、釜山、統營、馬山、鎮海、三千浦、彌助、羅老島、麗水其の他沿岸到る處船舶の出入、碇泊に便にして且潮流適度、潮汐の干満亦東、西兩海岸の中間に位するもの

、如し、而して暖流たる對島海流の一派は、朝鮮海峽を通過し東海岸に沿ふて北進し、寒流たる「リマン」海流と遭遇して日本海方面に奔り、他の一派は朝鮮海峽に達せざる以前に於て左折し、全羅南道濟州島の西方を廻り西海岸を経て黃海に流入す、又「リマン」海流は露領沿海州に沿ふて南下し、東海岸に入り江原道水源端、竹邊附近より東方に轉じ、再び南海岸に現れ迂回して西海岸に出て黃海に入るもの、如し、之を要するに朝鮮沿海は海岸線の長大並屈曲、島嶼の散在、寒暖潮流の關係等天恵に厚きを以て水族の棲息饒多にして最も魚介の利に富めり、然るに日韓併合前に在りては漁政の基礎薄弱にして營業の安固を缺くのみならず、漁業に關する諸般の施設にして見るべきものなく漁民も亦概ね無智にして且其の經濟狀態極めて幼稚なりしが爲、徒に舊慣を墨守するに過ぎざるの狀況に在りしを以て、併合後に於ては専ら漁獲の増進に力を注ぎ且水産製品の改良及産額の増加を圖ると共に、一面漁民の智識技能を啓發し其の經濟狀態と社會的地位とを向上せしめ漁村の健全なる發達を促進せしめむことを期し、漁業令以下水産に關する法令を發布し漁業の保護取締を周到ならしめ以て營業の安固を得せしむると共に、本府及地方廳は互に脈絡を保ち國費又は地方費を支出し水産業に關する諸般の施設を爲し斯業の獎勵及漁民の教養に關し實地に之を指導し、又水産製品検査を施行し一面水産組合及漁業組合の設立を勸奨する等朝鮮水産業の開發に關し力を臻せし所尠からず、其の施設の實際に至りては財政上其の他諸種の關係に依り理想と相距ること尙甚だ遠きもの少からずと雖、而も是等

幾多の施設は時勢の進運と相俟て漸次に生産額を増加し、明治四十三年に於て漁獲高八百十萬圓、製造高(明治四十四年)二百六十五萬圓のもの、大正十年に於て漁獲高四千四百九十九萬圓、製造高二千五百六十五萬圓に達し漁獲高に於て五倍五分、製造高に於て九倍七分の増加を示し、内地の明治四十三年に於て漁獲高七千八百二十八萬圓、製造高三千八百五十萬圓なりしもの、大正九年に於て漁獲高二億七千二十九萬圓、製造高一億四千九百五十二萬圓となり漁獲高に於て三倍四分、製造高に於て三倍八分の増進を示したるに比すれば、朝鮮漁業進歩の速度は寧ろ内地に勝るものあるを見るべく、尙沿岸里數其の他漁業に關する主要なる事項に就き内地と朝鮮とを對照すれば左の如し。(内地は大正九年朝鮮は大正十年の統計に據る)

區別	員數		内地ニ對スル朝鮮ノ割合
	内地	朝鮮	
沿岸里數	七、〇四〇 ^里	四、三九五 ^里	六・二四 ^割
漁場面積	九六、〇〇〇 ^{平方里}	五〇、〇〇〇 ^{平方里}	五・二一
漁船數	三八三、五〇五 ^隻	二七、五一三 ^隻	七・二
漁業者戶數	六二八、八五一 ^戶	七一、三三三 ^戶	一・二三
漁業者入口	一、三三五、五五五 ^人	三二八、三二四 ^人	二・三八
漁獲高	二七〇、二九四、三二八 ^圓	四四、九九七、五九〇 ^圓	一・六六

備考 漁場面積は内地に在りては百尋線内朝鮮に在りては東海岸は百尋線内、西南兩海岸は距岸平均約六十哩以内の水面積なり

前表に依り更に沿岸里數及漁場面積に對する他の事項を比較すれば左の如し。

(イ) 沿岸里數一里に對する

漁場面積		漁船數		漁業者戶數		漁業者人口		漁獲高	
内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮
平方哩 二四	平方哩 一一	五四隻	六隻	九戶	六戶	一九人	三人	六、三六圓	一〇、三六圓

(ロ) 漁場面積一平方哩に對する

漁船數		漁業者戶數		漁業者人口		漁獲高	
内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮
四隻	〇・六隻	七戶	一戶	二四人	六人	二、八六圓	九〇圓

前二表の示す所に依れば朝鮮漁場に對する漁業者及漁船等の分布は内地に比して甚だ稀薄なるを見るべく、假に朝鮮漁場の生産力にして内地と大差なきものとせば朝鮮漁業の前途綽々たる餘裕の存するを見るべく、尙將來養殖適地の廣大なること及沿海州並支那海方面に雄飛する餘地少からざること等に想到せば其の前途の益洋々たるものあるを推斷するに難からざるべし。

朝鮮水産業の根本法規たる漁業令は明治四十四年の制定に係り、明治四十五年四月一日より之を施行せられたり、本法に於ては相續、讓渡、共有、抵當又は貸付の場合に限り之を權利の目的と爲すことを得せしめられたれども、相續の場合を除くの外讓渡、共有、抵當、貸付に付ては孰れも朝鮮總督の許可を要することとし、内鮮人 間には何等規定上の區別を設けざることとせり、漁業權は朝鮮總督の免許に依り設定せらる、免許漁業は分て第一種乃至第六種と爲す、第一種免許漁業は内地の定置漁業、第二種は區劃漁業、第三種乃至第五種は特別漁業、第六種は水面専用漁業に該當す、漁業權の存續期間は十年以内とし漁業權者の申請に依り之を更新し得ることを認め、又財産權として相當の保護を爲すと共に水産動植物の蕃殖保護、軍事上其他公益上に支障なからしむるが爲に免許したる漁業を制限し、停止し又は免許を取消すことを得る場合を規定せり、又許可漁業は之を十一種に分類し、第一種捕鯨業、第二種「トロール」漁業、第三種潜水器漁業に付ては朝鮮總督、第四種以下の許可漁業に付ては地方長官の許可を受くることを要し、届出漁業は之を三種に分類し府尹、郡守、島司の處分に屬せしめ、又漁業組合及水産組合に關する規定を設けたり。

第二章 漁 業

第一節 漁 場

朝鮮沿岸は既に前章に述べたる如く其の地勢海況各種水族の洄游棲息に適し、其の種類、數量自ら豊富にして既知重要水産物のみにても凡百種に及び魚類六十二、貝類十六、藻類十七、海獸其の他十餘種を含めり、之を各海岸に區別すれば、東海岸に在りては明太魚、鱈、鱒、鮭、鱒、水魚、油目、鱈、帆立貝、北寄貝、鱈場蟹、ズワイ蟹、昆布等の分布あり、西海岸に在りては石首魚、鰆、鱒、鱈、赤魚、火魚、鯉、玉斑貝、搗布等を饒産す又南海岸に在りては特種の種族を生せずと雖漁業上重要なる種族は概ね之を産し鱈、鯖、鱒、鯛、鱒、太刀魚等を重なるものとす。

施政以來本府に於ては石首魚、鱈、鱒、大鰻、鱈場蟹、ズワイ蟹、柔魚、鯖等の魚場探検及淺海並深海探検又は海洋調査等に從事し就中石首魚、鱈に就ては有利なる新漁場を發見したる等、漁場の開發上貢獻する所少からざりしも其の多くは沿岸漁場の範圍に止まり、沖合漁場に對しては未だ施設の見るべきものなきを遺憾とす。

第二節 漁業の種類

朝鮮舊來の漁業は其の種類三十餘種あり就中重要なるは江原、慶北、慶南及全南に於ける鰻地曳網漁業、同抄網漁業、咸北、咸南に於ける明太魚刺網漁業、同延繩漁業、咸南、慶南に於ける鱈防禦漁業、同魚張漁業、咸南、江原、慶北に於ける鱈防禦漁業、同刺網漁業、慶南、全南並西海岸に於ける石首魚中船漁業及太刀魚一本釣漁業等にして其の他沿岸各地に於ける採養業、慶南に於ける蛸釣及鱈網船

網漁業、咸南に於ける鱒網漁業、平南、平北に於ける蝦中船漁業、全南に於ける蝦弓船漁業、江原咸南、咸北に於ける鮭刺網漁業等稍見るべきものあり。

然るに明治十五、六年以來内地人の通漁稍盛大となるや、南鮮地方の沿岸に於ては内地人間に鯤地曳網、同權現網、鱒流網、鯛延繩、鱒延繩、鯖一本釣、潜水器等の運用漁具に依る漁業漸く起り、明治三十七年通漁條約の改訂に依り朝鮮全沿岸に亘り内地人の漁業を認めらるゝや通漁盛んとなり之れと共に移住者亦漸次其の數を増し來れり、亞て四十二、三年日韓併合前後より内地人各種の漁業急に發展し就中巾着網、縛網、大敷網、角網、樹網等内地式漁業盛況を來し、鮮人亦之に刺戟せられて自然發達の機運に向ひしを以て朝鮮在來漁業は稍其の面目を一新するに至れり、殊に鯤地曳網漁業、延繩漁業等の如きは内地人の資本を仰ぎ漁船、漁具其の他の設備を整へ漁獲並其の處理方法等内地人と全然同様に操業するに至れり、斯の如く朝鮮水産界革新の時機に遭遇したるを以て本府及地方廳に於ても之が改良發達を圖る爲に諸般の施設を爲したり、即ち本府に於ては蝦鮫鯉網、秋刀魚流網、鯤沖取網、鮎、旗魚流網及鯨釣等の漁業試験を施行し、其の結果を公表せしに蝦鮫鯉網漁業は朝鮮在來の蝦駐本網、同中船、同弓船漁業等に比して漁獲多く、操業亦容易なるを以て鮮人漁業者之を模倣するもの尠からず、其の他の試験の結果も亦多くは有利なるを示し漁民の之を模倣するもの増加せり、又地方廳としては京畿道の白鱈、鯨延繩及鯨刺網、全羅北道の小手練網、咸鏡北道の秋刀魚流網、鯖釣漁業試

驗及慶尙南道の釣魚餌料用蝦養試驗並之に關する指導を爲し各相當の成績を擧げたり、是等の施設は各種漁業に對する内地人の企業と相俟て朝鮮海漁業の發達に相當貢獻し、延て漁業の種類漸次増加して大正十年に於ては約百種の多きに達せり今大正八年中の漁業別漁獲高百萬圓以上のものを見るに鰯權現網、船曳網二百五十六萬圓、明太魚刺網二百二萬圓、明太魚延繩百九十一萬圓、鮫鱈網百九十一萬圓、打瀬網百七十七萬圓、鯖巾着網百七十萬圓、縛網百四十五萬圓、大敷網百七萬圓の八種なり、又魚種別漁獲高百萬圓以上のものを擧ぐれば、鯖五百八十三萬圓、鰻五百三十七萬圓、明太魚四百二十七萬圓、石首魚二百七十三萬圓、鯖二百五十四萬圓、鱈二百萬圓、鯛百八十三萬圓、鰯百四十二萬圓、太刀魚百三十萬圓、鯖百十二萬圓、海羅百七萬圓、鱈百五萬圓の十二種なり。

第三節 漁船漁具

現今朝鮮海に於て主として使用する漁船は日本型及朝鮮型にして其の他多少の西洋型及支那戎克船等あり、日本型漁船は日露戰爭前後より内地人漁業者の刺戟に依り鮮人之之を使用するもの漸く増加し始政後大正七年迄本府は年々一萬圓を各道地方費に補助して一般水産業改良獎勵の資に充てしめたり、各道は鮮人間に日本型漁船の普及を圖る爲漁船購入資金補助及貸付並船匠講習等を施行せり、右施設に依り購入したる漁船六百七隻に達し又講習を終了したるもの四十名なり、斯くて日本型漁船は明治四十四年其の數三千十五隻なりしもの逐年増加して大正十年には一萬二千四百八十三隻に達し、漁

船總數の四割五歩に當れり、然れども其の船質を見るに打瀬網漁船の如く稍大形にして相當作業力を有するものは少く概ね一本釣延繩及手繰網船等の小形漁船に止まるを遺憾とす、朝鮮型漁船は明治四十四年其の數九千七百七十隻なりしものは亦漁業の發展と共に増加し、大正十年には一萬四千六百七十二隻に達し漁船總數の五割三步に當れり、元來朝鮮型漁船は其の構造の牢否、技工の巧拙並使用上の便否日本型漁船と比肩し難きを以て僅に東海岸の一部を除くの外一般に増加率低きのみならず南海岸に於ては既に年々減少の傾あるを見る、西洋型漁船としては明治四十二年頃鯖、鱈流網汽船一、二隻ありしも中絶し、其の後大正八年に發動機附漁船三隻、同九年に四十三隻、同十年に四十四隻を見たるのみなれども今後沖合漁業の進展に伴ひ漸次増加すべき見込なり、以上の外平北、平南、黃海等の各道に於ては支那戎克船を使用するものあり其の數詳ならざるも大正十年に於ては約三百隻に迫つたるものゝ如し。

前記各種漁船は其の總數に於て年々平均千餘隻を増加し、明治四十三年一萬六千七百九隻なりしもの大正十年には二萬七千五百十三隻に達せりと雖、朝鮮海漁場の現況よりすれば尙其の數甚だ少く、船質亦一般に優良ならざるを以て將來其の數の増加と、質の向上とを圖ることを要す、而して朝鮮型漁船及戎克船の外は造船材料の產出乏しきと、船匠人員不足にして其の技工亦概して不充分なるに因り多くは内地人よりの移入に仰げるの現況なれども、造船費の三分の一以上を占むる職工及人夫の勞

賃の如きは之を内地に比し概して低廉なるべきを以て材料の一部は之を内地に仰ぐとするも、鮮内の造船事業は經濟上必ずしも不利益にあらざるべく殊に修繕工事に於て最も其の必要なるを見るなり。朝鮮舊來の漁業は主として港灣入江等に行はれたる結果其の漁具は防簾、魚箭、魚張、擧網、駐木等の定置漁具及地曳網、中船、弓船、刺網等の運用漁具に過ぎず、其の構造亦概ね粗笨なりしが内地式漁業の盛大となるに従ひ鮮人の之を模倣するもの尠からず、且本府に於ては鮫鱈網の試験を實施し又各道に於ては漁具購入資金補助及貸付、漁具の給與、漁具製作及其の使用法の傳習等を施行し以て優良漁具の普及を圖れり。

右の施設に依り一本釣、延繩、流網及鮫鱈網等小漁具の増加を來したると共に一方漁業の大勢に順應して近年大小各種の漁具大に増加せり、今之を列舉すれば左の如し。

(一) 抄網類

抄網類に屬する漁具は鰻焚寄網、蝦叉手網等にして明治四十四年其の數四百二十七統なりしもの其の後秋刀魚、沙魚等の抄網増加し、大正十年には總數三千六百六十三統に達せり。

(二) 刺網類

刺網類には古來明太魚、鰯、鱈、鯖、鱈、鮪、石首魚、蟹等の底刺網ありしのみにして明治四十四年其の數四千六十一統なりしもの近年鱈、鯉、鮒、鰯、鱈等の底刺網及鯖、鮪、秋刀魚等

の流網増加し、大正十年には二萬六千四百四十統の多きに達せり。

(三) 建網類

建網類には朝鮮古來の漁具として杖矢、槌矢、擧網、曲建網、中船、駐木、弓船等あり又内地人は大敷網、角網、壺網等を使用し明治四十四年其の數二千二百十四統なりしもの更に大謀網、八角網、小臺網、鮫鱈網等漸次増加し、大正十年には一萬二千百八十七統に達せり。

(四) 曳網類

朝鮮古來の曳網類は地曳網の一種なる揮羅網のみなりしが其の後權現網、打瀬網、手繰網、五智網等を使用する内地人増加し明治四十四年其の數一千五百五十四統なりしもの、大正十年には五千六百七十三統に達せり。

(五) 旋網類

朝鮮古來の旋網類は逐魚網、網船網の二種にして内地人は旋刺網、揚繰網、巾着網、縛網等を使用し明治四十四年其の數百二十四統なりしもの、大正十年には千三百四十一統に達せり。

(六) 掩網類

朝鮮には掩網類に屬するもの從來之を見ず現今使用する投網は内地より移入せしものにして明治四十四年其の數二百二十六統なりしもの、大正十年には千八十九統に達せり。

(七) 敷網類

朝鮮在來の敷網類は鰯敷網のみなりしが内地人鯧焚寄敷網を使用せし以來鮮人間にも之を使用するものあるに至りしも其の數は尙極めて少數なり。

(八) 延繩類

明太魚延繩の外は凡て内地より傳來せるもの、如く鯛、鱧、海鰻、鰩、鱈、鱈等の延繩を主とし其の種類二十餘種に及び其の數明治四十四年一萬八千三百十六鉢なりしもの、大正十年には六萬六百九鉢に達せり。

(九) 一本釣類

朝鮮には明太魚、鮪、太刀魚、石首魚、鰯釣等數種の本一本釣ありしが内地人通漁以來鯖、鱈、鯛、鱈、赤魚、黑鯛、柔魚其の他の一本釣を移入し是亦現今二十餘種に及び其の數明治四十四年一萬六千六百十個なりしもの、大正十年には二萬一千八百十八個に達せり。

(一〇) 雜漁具類

茲に雜漁具と稱するは前記の九種に屬せざる各種漁具の總稱にして大は防簾、羽瀬より小は銛、猪、貝搔等に及び其の種類多く明治四十四年其の數一千八百二十九個なりしもの近年著しく増加し、大正十年には十六萬四千四百二十一個に達せり。

斯の如く各種の漁具大に増加し明治四十四年の總數四萬五百六十九なりしもの、大正十年には二十九萬七千二百四十一の多きに上れり、然れども是等漁具は朝鮮古來のものたるか若は内地にて使用せるものを其の儘移し來りたるものに過ぎざるを以て、將來尙改良の餘地に乏しからざるべく又漁具材料たる各種網地中其の大部分を占むる綿糸網地の如きは需用額一箇年百餘萬斤の見込なるも此の内約八十萬斤(目下の價額約百萬圓)は内地産の移入に仰げる狀況なるを以て、朝鮮紡績業の發達と官廳の施設と相俟て鮮内の編網業も亦漸次發達するに至るべしと思惟す。

第四節 漁獲物の處理運搬

漁獲物は其の種類、漁獲時の狀況若は用途等に應じ鮮魚、鹽魚又は活魚として之を處理し市場に運搬す、概して鮮魚は碎氷と共に箱に詰込み重量百斤内外の荷造と爲し、鹽魚は叭、箱、籠等に容れ或は船艙に散積と爲し、活魚は活洲を設備せる船舶に依りて運搬す、鮮魚の朝鮮内仕向に在りては漁船又は運搬船に依り沿海魚市場又は漁業根據地に陸揚し仲買人より更に之を消費地に輸送販賣す、大正九年鐵道に依る運搬數量五百四十八萬貫、價額約五百四十八萬圓に達す、其の内地仕向に在りては漁業者又は運搬業者に依り汽船又は發動機船を以て下ノ關其の他の地方に運搬販賣せらる、大正十年に於ける内地仕向運搬數量千六百七十餘萬貫、價額千五百六十萬圓に及べり、運搬船は汽船二十四隻、石油發動機船四百九十四隻、帆船日本型千六十六隻、朝鮮型千二百二隻其の他四十四隻合計二千八百三

十隻にして朝鮮内地間鮮魚の運搬は主として汽船及石油發動機船に依れり。

鮮魚の處理運搬に要する水は一箇年約十萬噸内外に達し之が供給は鮮内約三萬噸、内地約七萬噸とす而して鮮内の供給は釜山水産株式會社及朝鮮水産組合に於て約八千噸、天然氷約二萬二千噸にして内地よりの移入數量七萬噸は下關を主とし全量の七割五歩其の他長崎、博多、廣島、吳、神戸、大阪等を其の二割五歩とし内地に往來する鮮魚運搬船之を積載移入す、是等は内地出帆の都度氷を積載して適當の荷足と爲し、航海の便に供すると共に漁況に應じて自由に各地に航走するを得るの利あるを以て鮮魚の市場變更せざる限り縱令朝鮮天然氷の產出豊富にして其の全量に對する供給力ありとするも俄かに内地人造氷の供給を杜絶して之に代り得べきに非ざるも、天然氷の生産費は人造氷に比し廉價なるに依り其の供給を確定不斷らしむるに於ては漸次其の需用の増加を見るに至るべし、又内地鮮魚運搬業者の朝鮮に於ける鮮魚の買收價額は下關の市價に比し三、四割見當なるも一般漁業者は運搬船を有せざるが爲之を放賣するの己むなき現況に在り、殊に東海岸の如きは交通運輸の便に乏しき爲魚價甚だ低きに對し漁業仕込費は却て多額を要するもの多し、故に漁業者の共同運搬を奨勵し其の漁獲物の運搬を爲さしむると共に漁場相互の聯絡を保ちて勞力及物資供給の便を圖らしむるは漁業經濟の向上に於て資する處大なるべし。

第五節 販賣機關

從來水産物競賣市場は専ら私人の營利事業として經營せられ而も之が監督の法備はらず圓滑なる物資の集散に障害を及ぼすこと尠からざりに依り、大正三年に至り總督府令第三百三十六號を以て市場規則を發布し、委託を受け競賣の方法に依り水産物の販賣業を行ふ場所を魚市場とし、其の經營並營業に付ては許可を要することゝせしが、爾來其の經營許可を受けたるもの大正十年末調に於て私人二十六、公共團體四(附二)合計三十、營業許可を受けたるもの會社二十、個人三十二合計五十二に達せり、而して其の販賣には贈賣、算當賣、入札賣等の方法を用ひ委託者より手数料として鮮魚は賣上高の一割乃至一割二歩、鹽乾魚は三歩乃至七歩を徵收し、更に其の一割五歩内外を仲買人に歩戻金として交付す、荷主に對しては其の販賣代金中より手数料及立替金を控除して即日又は翌日若は數日目に仕切す、又仲買人の買受代金の決済は五日拂を普通と爲すも地方の慣習に依り毎月二十一日拂又は翌月一日拂と爲すもの等あり、通常仲買人より身元保證金を徵收す而して大正十年の取扱高數量六百八萬貫、價額六百九十八萬圓を算せり。

水産物の販賣機關に市場の外問屋あり、朝鮮にては古くより存在し多くは水産物の外一般貨物を取扱ひ貨物の集散に便なる場所には其の開設を見ざるなし、之を客主業と云ひ其の大なるものを旅閣と稱す、客主(又は旅閣)は漁業者又は荷主の委託を受けて仲買人又は小賣人に魚類を販賣すると共に一面漁業者に資金を供給し又買主若は荷主を宿泊せしめて其の仲介取引に便にし又荷主の爲に貨物保管に

任する機關にして、大正八年末現在道の報告主として鮮魚を取扱ふもの二百五十六人(内地人百二十一人 鮮人百五十四人)、一箇年取扱高五百八十九萬六千八百五十七貫(外に十八萬五千尾)、價額五百二十三萬七千七百十四圓、主として鹽乾魚を取扱ふもの九百八十五人(内地人五十九人 鮮人九百二十六人)、一千六十一萬七千三百六十二貫(外に五十八十五萬八千尾)、價額千五百四十一萬五千五百七十八圓、主として海藻類を取扱ふもの三百六十六人(内地人五十四人 鮮人三百十二人)、四百四十八萬一千四百二十四貫(外に一萬一千六百束)、三百四十五萬六千三百二十一圓、合計千六百七人、二千九十九萬五千六百四十三貫、五千百四萬三千尾、一萬一千六百束、二千四百十萬九千六百三圓なり、客主業は地方に依り古來一種の株と成れるを以て新に該營業を開始せむとする場合には賣買讓渡に依りて其の株を獲得するを例とし、各一定の勢力範圍を有し互に之を尊重して侵さず、客主は受託魚類に付荷主の指値あるときは之に依り、然らざる場合には各地の相場を標準として仲買人又は小賣人と折衝し其の値段を決定す。

鮮人漁業者の多數は其の資金を客主業者に仰ぎ漁船、漁網、米穀、被服等の漁業資金又は日用品の調達に充つる結果として漁獲物並其の製品は必各自仕込客主に之が販賣を託せざるべからざる拘束を受け融通金に對し月三步乃至四歩の利子を仕拂ふ外其の賣上高に對し鮮魚は一割、鹽乾魚は五歩の手續料を仕拂ふを要す、尙手数料の外に陸揚並持込仲仕賃及運賃等として鹽鯖一駄(二千尾)に付金四十錢、明太魚一駄に付金二十錢、鹽鯛百尾に付金二十錢等の標準に依り荷主より之を取立つるを以て漁業

者の負擔甚大なり。

第六節 漁 港

朝鮮沿海の地勢は頗る屈曲に富み、到處島嶼散在して自ら港灣を形成し、船舶の出入繫泊に好適の地多く、漁業根據地として使用せらるゝ、港灣約三百箇所を有せども、其の多數は天然の形成に放任して、絶て人工を加へず、是れ蓋し當時に於ける漁業は甚だ幼稚にして、漁船の碇繫、漁獲物の配給上完全なる漁港を要求すること切實ならざるものありしに因るべきも、今や港灣の不良に因る漁船の遭難甚だ多く、年々二百隻乃至四百隻に達し、其の死傷人員百人以上、四百人、損害高三萬圓乃至四十萬圓を算する状態にして、漁業の發達に伴ひ遭難漁船數も漸次増加の傾向を有するのみならず、漁獲物の配給、漁船の改良等に關し相當の設備を有する漁港の修築を要すること切實なるものあるに至りしを以て、大正元年以來港灣調査費中より毎年二千圓以内の經費を支出して調査を開始したるが大正十年迄に之を終了したるものは左記四十二港に達したり。

調査濟漁港一覽表

道 名	簡 所	港 名
咸 北	三	雄基、獨津、清津
咸 南	三	端川、新昌、前津

江	原	五	烽燧津、注文津、竹邊、汀羅津、雲津
慶	北	六	鬱陵島、浦項、九龍浦、甘浦、江口、兄山
慶	南	六	方魚津、大邊浦、長承浦、三千浦、彌勒島、統營
全	南	八	麗水、安島、城山浦、西歸浦、蝟島、別刀港、楸子港、於蘭鎮
全	北	二	竹島、於青島
忠	南	三	大川、炭浦、安興
黃	海	三	延平島、所也、椒島
平	南	一	漢川浦
平	北	二	梨花浦、圃島
計		四二	

以上調査終了の漁港に付國庫は年額二千五百圓以内を補助し特に多額の工費を要するものに對しては別途補助を興へて之が修築を促進せしめたるに、大正元年以降同十年迄に左記九港の修築を見るに至れり、其の總工費二十三萬九千圓、内國庫補助額十三萬五千圓なり。

道名	港名	工事概要	總工費	國庫補助額	施行年度	起業者
全羅北道	於青島	防波堤延長、三六間	五、七〇〇 <small>円</small>	三、五〇〇 <small>円</small>	大正元、二年度	忠清南道
慶尙北道	江口港	防波堤延長、五〇間、川口切開延長三〇間	七、六五五	四、〇〇〇	大正二、三年度	慶尙北道
慶尙南道	彌勒島	埋築一、九〇〇坪、防波堤延長五〇間	六、三三三	一、二〇〇	大正四年度	商浦 漁業組合
江原道	汀羅津	防波堤延長四五間、護岸工延長一七三間、浚渫四一五坪	四、七四五	二、五〇〇	大正四、五年度	江原道
咸鏡北道	清津港	南防波堤延長七〇間	六、九七七	五、〇〇〇	大正四、五年度	清津府
全羅南道	別刀港	岩石除却三九一坪、突堤切除一九間	六、三九九	二、五〇〇	大正五、六年度	全羅南道
同	楸子港	防波堤延長二五間	六、三二八	二、五〇〇	大正六、七年度	同上
江原道	瓮津港	同 三五間	五、〇〇〇	一、五〇〇	大正七年度	江原道
慶尙北道	兄山港	右岸導水堤一六〇間、左岸導水堤二一〇間、制水工六ヶ所延長一三九間、浚渫三、四三三坪三四	一、五、〇〇〇	六、七、五〇〇	大正七、八、九年度	同上
計			三三九、五四七	一三三、〇〇〇		

右修築は極めて消極的設計にして専ら當面の急に應じたる小規模施設に過ぎざるを以て晩近漁業の發展に添はず根本的調査並修築の必要を感ずること切實なり。

第七節 漁業資金

朝鮮に於ける大正元年の漁業投資額は漁船百五十七萬圓、漁具百六十五萬八千圓、運轉資金九十五萬

二千圓合計四百二十七萬圓に過ぎざりしも、大正八年中の漁業投資額は漁船一千百十三萬九千圓、漁具一千八十一萬七千圓、運轉資金六百五十一萬八千圓、合計二千八百四十七萬五千圓の巨額に達したり、内經營者自身の投資に係るもの一千百三十九萬五千圓、他より借入れたるもの一千七百七萬九千圓此の内百四十一萬八千圓は殖産銀行、東拓會社、朝鮮銀行及鮮内魚市場の貸出に係るを以て低利資金たるを失はずと雖五百二十六萬五千圓は内地に主たる根據を有する魚類輸送販賣業者の貸出に係り漁獲物の買収を條件とするものにして、是等は概ね無利息貸付を標榜するも其の漁獲物は下關市場の時價に比し常に三分の一内外の廉價を以て取引するの實況なり、又他の一千三十九萬五千圓は専ら朝鮮内に於ける水産物問屋業及地方金貸業者の貸出に係り年三割以上の高利を以て借受け加ふるに其の漁獲物は時價に比し著しく廉價にて引渡すを常とし之を積算するときは借入金額に對し少くも年五割以上の高利を拂ふこととなり其の負擔たる決して輕からざるなり、繼て朝鮮産業に關する特殊金融機關が産業資金として放出せる大正八年末の現在高を示せば株式會社殖産銀行七千十八萬三千圓、東洋殖産株式會社三千七百七十九萬九千圓、金融組合二千三百萬七千圓總額一億三千九十九萬圓として之を用途別にすれば農業資金八千七十七萬圓、商業資金四千二百四十八萬二千圓、工業資金三百八萬圓、鑛業資金三百五十二萬八千圓、水産資金百十二萬九千圓にして、水産資金として貸出されたるものは僅に總額の百分の一にも達せざる狀況なり、斯の如く低利資金の融通は殆ど其の恩惠に與るを得ず又

一般の貸金は非常なる犠牲の下に融通せらるゝは、蓋し漁民の無資力と漁業の本質とに歸因するものならんも其の漁業者の不利、漁業發展の支障たるや蓋し少からずと謂ふべし。

第八節 移住漁民

内地漁民の移住は遠く朝鮮の開港貿易に其の端を發し明治三十八年の戦槩、同四十一年韓國漁業法發布、同四十三年の日韓併合等の機會に際し著しく増加し同四十四年に至りては三千百七十二戸、一萬一千四百三十六人を算するに至れり、爾來九箇年間多少の消長ありしも大正十年には二千七百九十一戸、一萬一千九百五十五人に減少し戸數に於て稍退嬰的現象を示せり、之が原因と認むべきは當初移住漁民の選定を誤り或は漁業計劃に遺漏あり或は府縣の保護徹底せざりし爲失敗の跡を重ねたるに殊に大正七、八年内地經濟界の好況に伴ひ歸國又は轉業者を生じたる爲なるが如し、現在移住漁民の分布は沿海十二道に亘り最多數なるは慶尙南道にして一千三百五十九戸、五千四百九人全羅南道之に次ぎ最少きは忠清南道にして二十一戸、七十九人之に次ぐを平安北道とす。

以上各道移住漁民に依り大正十年末迄に設置したる漁業組合四、組合員二百七十七人移住漁民と朝鮮漁民との合同に依り設置したる組合十九、組合員内地人四百四十六人、朝鮮人四千八百七十五人あり該移住漁民中には、任意に移住したるものと、府縣の奨勵に基きたるものと、朝鮮水産組合の奨勵並經營に依るものと、東洋殖殖株式會社と移民契約を爲せるもの等の別あれども其の過半は任意の移民に

屬せり、是等移住漁民中堅實なる發達を遂げ移住後の成績良好と認むべきは慶尙南道統營郡山陽面岡山村、同道泗川郡三千浦面愛媛村、同道統營郡長木面松眞浦、同道昌原郡鎮海面鎮海漁浦等を數ふべく就中岡山村は明治四十年同縣水産組合の經營に係り大正十年末に於て六十四戸、二百八十二人の移住民あり蝦漕網、鯛、鱧、海鰻延繩、鯧權現網、壺網、蛤壺、海鼠桁網等の漁業を經營す、同村には漁業組合を設置し同組合に於て六千三百餘圓を投じて漁港の修築及海岸の埋立を爲し又移住民共同して年賦償還に依り東洋拓殖株式會社より田畑十餘町歩の貸付を受け之を耕作し、學校を設置して移住民の子弟を教育し其他植林頼母子講、青年團の設置、副業の施設等漁村としての内容充實し村民の生計裕なり、又愛媛村は四十年同縣西外海遠洋漁業同盟組合の經營に係り大正十年末戸數三十七戸、人口百六十七人の移住民あり鯖巾着網三統を有す漁民各自出資して共同經營と爲す毎年の収益は之を土地の購入に充つるを以て今や數十町歩の田畑を所有し各戸の生計安固にして相當の資金を有するもの尠ならず、松眞浦及鎮海漁浦は大正元年朝鮮水産組合に於て海軍省及朝鮮總督府より土地建物及物件の貸付を受け内地二府、二十一縣と移住經營協議會を開きて之が協定を爲し大正二年より移住者を收容したるに同十年末には松眞浦移住民は山口、廣島、兵庫、福岡の各縣を合して十八戸、九十六人鎮海漁浦移住民は大阪、三重、福岡、徳島の各縣を合して二十九戸、百二十九人に達したり漁業は一本釣、延繩、手繰、打瀬、船曳、地曳、鮫鰯網等にして家族は土地の耕作に従事す、松眞浦には漁業組

合あり鎮海漁浦には貯金會あり、以上兩漁浦の移住漁民は素質の選擇に留意したるを以て勤勉力行其の成績概して良好なり朝鮮水産組合之が監督に當る殊に鎮海漁浦は移住の希望者多きも之を收容するの家屋なきを以て先住者中には之が建築を計劃する者あり。

以上の如く漁民の移住に關して從來施設したる事項は内地府縣、朝鮮水産組合及東洋拓殖株式會社の移民經營に係り、本府は間接に之が獎勵保護を爲したるに止まるも由來朝鮮漁業の開發は内地漁業者殊に移住漁民に負ふ所尠からず、蓋し鮮人漁業者は日常接觸する間に於て漁船漁具の精巧にして漁利多きを目撃し或は從業者となりて親しく其の使用法を會得し之を模倣するに至るが爲なるべく而かも内地移住漁民は朝鮮人漁業者の約二十五分の一に過ぎずして敢て朝鮮漁業者の漁利を損することなくして却て朝鮮人漁業の啓發に資する所多きを認むべし。

第九節 漁家の副業

朝鮮に於ける漁業は一般に幼稚にして概して小規模の地先沿岸漁業に従事するに止まるを以て比較的閑散期を有すると共に其の收益亦寡く殊に西朝鮮の如く沿岸凍結し、或は解氷期に際し流水を見る地方に在りては全く漁業を爲す能はざる時季ある等の關係上本業のみにては生計を支持し難く、從て副業を營む者比較的多く且其の種類亦多種に互れり、而して漁民は往時農民より轉化したるもの多き關係上農業に従事する者大部分を占めたりしが併合以來各種産業上の施設獎勵に伴ひ漁家の副業にも自

から變遷を見るに至れり、即ち新に養蠶の如き器械製網の如き副業を生じ又内地型漁船の普及に伴ひ漁閑期に同漕業を兼營する者を生じたるが如き之なり、内地人に在りては當初漁業を目的として移住し主力を之に傾注せるが故に鮮人漁業者に比し漁獲高遙に多く副業を營む者比較的少かりしも、近時漁閑期を利用し之に従事せむとする者漸次増加の傾向を來せり現に行はるゝ漁家副業の種類は内地人、朝鮮人共に約十八種に迨び共通的のもの多く其の主なるものを擧ぐれば水産製造、漁獲物及製品の販賣、漁具の製作、農耕、養蠶、養豚、養鶏、雜貨販賣等なり、副業を營む漁家の數は各其の總數に對し内地人は百分の四十、朝鮮人は百分の六十七に相當し副業の收益は詳ならざるも内鮮人を合して約百八十萬圓に達し、在住内鮮人漁獲高三千五百三十五萬圓に對し約五歩一厘に相當す、漁家の副業に就ては從來自然の發達に委し何等施設する所なかりしも漁民經濟の緩和を圖り、勤儉力行の美風を涵養する爲緊要なるを以て有利適切なる副業を調査選定して益之が普及を圖るの要あり。

第十節 漁業處分及取締

明治四十二年舊韓國政府時代に於て漁業法及附屬法規を制定實施せしが不備の點尠からざりしを以て明治四十四年六月制令第六號を以て新に漁業令を制定公布し、同時に府令を以て漁業令施行規則其他の附屬法規を發布し同四十五年四月一日より之を施行せり、新法令に於ては免許漁業を六種、許可漁業を十一種、届出漁業を三種とせり、免許漁業は總て朝鮮總督の免許、許可漁業は捕鯨漁業、「トロ

「ル」漁業、潜水器漁業の三種は朝鮮總督、其の他の八種は地方長官の許可を受くるを要し届出漁業は府尹郡守島司に届出で鑑札の交付を受くるを要することとせり、免許漁業の出願處分は獨り漁業者の利害体戚に關するのみならず公益上至大の關係を有するを以て漁業令施行以來努めて其の處分を慎重にし實際の漁業者に免許したる爲漁業の經營漸次真摯に赴けり、明治四十三年以降大正八年末に至る漁業處分件數は免許漁業一萬二百四十九件、許可漁業五萬七百七十六件、届出漁業十二萬二千八百二件に達せり。

水産物の蕃殖保護に就ては漁業令と同時に府令を以て漁業取締規則を發布し、濫獲酷漁に涉る漁具、漁法を禁止し重要にして且濫獲の虞ある魚介類に付ては漁場、漁期及其の體長に關し採捕上一定の制限を加へたり、又有毒物、爆發物を使用する漁業は魚族の蕃殖を害し且正當漁業者の操業を妨害すること甚しきを以て大正元年、同二年及同三年漁業取締規則を改正し漸次違反者の制裁を嚴にするも大正十年四月現在配置警備船は汽船三隻、百四十噸、發動機船二十二隻、二百二十四噸に過ぎずして海上の警備未だ完からざる爲取締の徹底を期し難きを憾とす、又漁業取締規則に規定せる種類以外新に規定を必要とする種類あると、一地方特殊のものにして其の方面に限り蕃殖保護を圖らしむる必要あるに依り、大正六年五月該取締規則を改正し同時に各道をして其の道特殊の取締の規則を制定せしめて之が取締を適實周到ならしめたり、「トロール」漁業に就ては大正元年及大正二年に漁業取締規則

を改正して禁止區域を擴張し今尙朝鮮に於ては不許可の方針を持續せり、捕鯨業に就ては明治四十年韓國政府に於て捕鯨管理法を發布し漁期、根據地及漁法等を制限し現行漁業令及漁業取締規則中にも特に之に關する規定を設け尙捕鯨船數を十隻に制限せり、潜水器漁業に就ても全沿岸を三海區に分ち尙特別海區二を設け各其の操業台數を定限して漁利の保持に努めたり、又明治四十二年以來西朝鮮海に出沒する支那密漁船を嚴禁したるも境域相接するも前記の如く海上取締の設備完からざるを爲今尙其の跡を絶つに至らざるを憾とす。

第二章 養殖業

朝鮮在來の養殖業は全羅南道莞島、大仁島及慶尙南道河東の海苔養殖のみにして口碑の傳ふる所に依れば約百餘年前の創始に係り其の後漸次附近に普及せるものゝ如きも其の區域、廣袤、産額等に付ては詳ならず、日清、日露兩戰役前後より移住及通漁民の數益増加に連れ養殖業の有望なるに着目する者あるに至り明治四十三年以來咸鏡南道の牡蠣、京畿道干潟地に於ける煙及淺蜆、全南、慶南兩道沿岸の海苔、牡蠣、灰貝等の養殖を企圖するもの續出したるが氣候、風土の關係上所期の成績を舉ぐ難げ中途廢業せるもの亦少からざる狀況なりし、之と同時に本府及地方廳に於ても淡水並鹹水各種養殖試験を開始せり、即ち本府に於ては咸鏡南道高原に於ける鮭、鱒の孵化放流慶尙南道密陽に於ける鯉、

鱒及全羅南道康津に於ける牡蠣養殖試験及河川干潟の利用、重要魚介類の産卵期、鮑の成長等に關する調査を爲し尙養殖試験の傍鯉、鱒、鮭の種苗を配付せり、地方廳としては咸鏡北道に於て牡蠣及鯉、江原道及慶尙北道に於て鯉、慶尙南道に於て海苔、淺蛸、全羅南道に於て海苔、全羅北道及忠清南道に於て鯉、牡蠣、京畿道及黃海道に於て鯉、牡蠣、淺蛸、平安南道に於て鯉、鮭、鱒等の養殖試験並之に關する指導を爲せり。

以上の施設並經營は其の實行不徹底なるものありし爲顯著なる効果なかりしも全南、慶南兩道に於ける海苔の如きは兩道の適切なる指導獎勵に依り養殖區域の擴張並製品の改良を來し又全羅南道の灰貝、忠清南道の鯉、咸鏡南道の牡蠣養殖等の如きも當業者幾多の苦心を重ねたる結果有利なる營業として成立するに至れり今其の主要なるものに付之が概要を擧ぐれば左の如し。

(一) 海苔養殖は全南、慶南兩道のみに行はれ其の産額大正十年約六十四萬圓近年大に改良を加へられたる結果販路頓に擴大し内地を主とし其の他鮮内及滿洲に迨び其の主産地は全羅南道莞島、光陽、長興、康津、高興の五郡及慶尙南道河東、東萊の二郡なり。

(二) 牡蠣養殖は咸鏡南北道並全羅南道に行はれ其の方法何れも粗放的にして咸鏡北道に於ける如く當時水面下に養殖するもの、外は普通内地に行はるゝ方法と同一にして其の主産地は咸鏡北道黃魚浦、咸鏡南道永興灣、全羅南道海蒼灣及蟾津江口とす。

(三) 其の他灰貝養殖は全羅南道及慶尙南道に行はれ日本殖産株式會社之を經營し煙養殖は忠清南道及黃海道に行はれ何れも廣大なる養殖場を有し稚貝の増殖良好なれども最近の着手にして未だ記すべき成績を見ざるも共に將來は有望なるべく其の他洛東江口に於ける鰻、鱒、鱈養殖、京畿、慶北兩道の鯉、金魚養殖等あり。

是等養殖業に従事するものは大正十年二萬五千人、養殖總水面積約八千八百萬坪之が收穫高約百五十萬貫、七十二萬圓にして殊に近時内鮮人共に斯業を企劃するもの漸く多きを加ふるの傾向に在るは喜ぶべき現象なり、加ふるに西南沿海の如き到る所養殖に利用すべき水面に富み之が開拓の餘地綽々たるものあり又水源の涵養、河川の修築、山野干潟地の開墾、灌漑貯水池の増設、交通の發達、都市の繁榮及生活の向上等文化の進展に伴ひ多々益有利恰好の狀態に向ふべきは疑なき所なるを以て將來適當の施設を爲し之が奨勵に努むるに於ては其の收穫高をして現在の數百倍に達せしむるは蓋し難きにあらざるべし。

第四章 製造業

從來朝鮮に於ける製造業は素乾明太魚を除きては大概其の規模小に製品の種類も亦明太魚、鱈、鰻、章魚、鱈、鱒、玉筋魚、鮑、和布、海苔の素乾品、石首魚、鮫の鹽乾品、石首魚、太刀魚、鱈、鱈、

鱈、明太魚卵の鹽藏品、蝦の鹽辛等主として鮮内向のものに屬し且品質粗雜にして見るに足るもの少かりき、然るに内地漁民の移住増加に伴ひ製品の種類産額を増し煮乾鰻、鱈鱈、鰻、乾蝦、明鮑、海參、開鱈、鹽鯖、淡菜、乾牡蠣、貝柱、鮑罐詰等主に輸移出向のものを製出するに至れると共に一面本府に於ては大正元年寒天製造試験を初めとし續て連年玉珧貝、桑魚、貽貝、北寄貝、小蝦、魚鱈、支那向鹽魚並鹽乾魚、米國向鹽鯖、明太魚卵等の製造及魚類貯藏の各試験を施行し、又支那及英領香港に於ける水産製品の販路、鮑及海鼠歩留等の調査を爲し、道に於ては地方費を以て明治四十四年以降各種の傳習、講習を又大正四年以降各種の試験を行ひたり、即ち京畿道の乾蝦、平安北道の白魚其の他の罐詰、黃海道の臍子、平安南道及忠清南道の乾石首魚、全羅北道の鹽石首魚、慶尙南道及全羅南道の乾海苔、江原道の開明太魚、咸鏡南道の鹽明太魚卵及明太魚肝油、咸鏡北道の乾和布等各種製造試験並之に關する指導を爲せり、又大正三年海藻検査規則を發布し當時輸移出水産物中の重要品として産額多きに拘はらず製法不良の爲め品質を損して聲價地に墜ちたる石花菜、海蘿、銀香草、櫻草、小凝草、磯草の六種に就き品質検査を勵行して其の改善を圖り續て移出水産肥料及輸出向海參、乾鮑等粗製濫造の弊を生じたる爲大正七年更に水産製品検査規則を發布し食用品中海參外十九種、海藻中石花菜外六種並各種肥料等主なる輸移出品に付税關をして検査を行はしむることとせり。

以上各種施設の結果として寒天製造の如き新事業起り一般製造業改善の端を開き特に製品検査の結果

品質漸次改善せられ就中肥料の如き糊料海藻類特に石花菜、海羅、銀杏草の如きは調製方法矯正せられ包装亦漸く整ひて取引先の信用頼に加はり、又食用乾製品は従來の大缺點たる用鹽多量の弊を矯め従來荷受者より品傷、目切れ等を口實として被りたる損害を免かれ、食用罐詰品は原料の精選、容量の正確、荷造の改善に依り取引圓滑となり販路の擴張を來せり、検査以外の製品に在りても概して技術進歩の跡あり就中煮乾鱈、寒天、蒲鉾、漉海苔等は内地品に比し殆ど遜色なし殊に従來朝鮮人のみ製造したる素乾明太魚、鹽藏明太魚卵及蝦、蟹醃醬等を内地人製品中に交ゆるに至れると共に朝鮮人亦開鱈、煮乾玉筋魚、明鮑、漉海苔等の輸出向品の製造を爲すもの多きを加ふるの趨勢となる等頗る面目を一新せり、斯くて朝鮮の水産製造業は明治四十四年製造業者戸數一萬七十三戸、人口三萬三千八百餘人、製造高二百六十五萬餘圓なりしもの大正十年に於ては戸數一萬七千八百九十九戸、人口六萬四千五百八十六人、製造高二千五百六十五萬餘圓に達し且一種十萬圓以上の産額あるもの約三十種の多きを算するの現況となれり、尙今後漁業及養殖業の發達に伴ひ其の原料豊富となり大市場として隣邦支那を有する等其の前途益多望なりと謂ふべし。

尙製造上最も重要なる鹽の消費狀況を見るに鮮内には未だ工業頗る幼稚の爲其の消費は主として食料用に屬するも其の消費額は最近數個年間に於て多大の増加を來し大正三年二億斤に過ぎざりしもの大正十年には約四億斤を越ゆるの狀勢を示し其の主なる内譯を擧ぐれば漬物用一億三千四百萬斤、醬油

製造用一億五千七百萬斤、味噌製造用五千百萬斤、漁獲物處理及製造用五千九百萬斤、麵類製造用百六十萬斤、獸皮保存用四百萬斤、選種用八十萬斤、家畜用六十七萬斤、肥料用四十五萬斤、窯業用十八萬斤、工業用二萬五千斤、製鋼用四萬斤等にして需要總量に對し鮮内の生産供給量天日鹽約一億斤煎熬鹽約六千萬斤、合計一億六千萬斤にして需要量の四割を充たすに過ぎず、不足額二億四千萬斤は之を輸入鹽に仰ぐの外なく斯くの如きは産業上看過すべきにあらざるを以て之が需要量の配給を圖る爲專賣局に於ては大正九年以降七ヶ年繼續事業として官設鹽田擴張の計劃を樹て日下着々工事を進めつゝあり。

第五章 輸 移 出

朝鮮より内地又は支那其の他に移輸出せらるゝ鮮魚及製造品は年々千八百萬圓の多きに上り主要なる朝鮮貿易品たり、而して鮮魚は從來主として内地人漁業者の漁獲せしものを仲買人の手に依り漁場に於て買取られ、其の儘運搬船を以て開港地を經由せずして直接内地に輸送せられたるもの多く、從て其の數量、價額等數字的調査は明瞭を缺くも其の各開港地を經由したるものに付て見るに明治四十四年に於て數量二百萬斤、價額十七萬圓、仕向地は内地、支那、露領亞細亞にして魚種は鯛、鯖、鱈、鱒等の數種に過ぎざる狀況に在り、然れども實際は如上開港地を經由せざるもの多さを以て當時既に

始め四十餘種、數量約五千六百五十萬斤、價額一千三百萬圓にして之を明治四十三年に比すれば價額に於て十一倍の劇増を示せり而して其の仕向地別輸出額の割合は内地八割七步三厘、支那一割一歩二厘、露領亞細亞一歩五厘にして英領香港は未だ見るべきの輸出額なきも其の一部は更に南洋新嘉坡方面に大部分は廣東其他支那方面に再輸出せらるゝを以て將來樞要の仕向地たるに至るべく、露領亞細亞に仕向けらるゝものは主に内地移住者の需要に供するに過ぎず又内地移出品は沃度、肥料、海藻、明太魚卵等を除くの外は長崎、神戸、下關、大阪等に於ける貿易商の手を経て更に支那に輸出せらるゝもの少からず、其の價額は詳ならざるも約三百萬圓を下らざるべきを以て支那輸出總額は四百萬圓に達すと謂ふも大過なきが如し。

運輸に關しても陸上方面は明治四十四年安奉線の開通に依り鮮魚は勿論會て内地經由滿洲に仕向けられるる製品の如きも直接其の沿線に仕向けらるゝに至り、上海方面は朝鮮郵船株式會社の創立に依り漸次新開の航路加はり現在補助命令に屬する分仁川、山東線(月三回)清津、敦賀線(月二回)釜山、浦鹽、關門線(月三回)雄基、關門線(月三回)新義州、阪神線(月二回)及伏木、七尾、浦鹽線の清津寄港(月二回)あり、而して此の朝鮮、内地間四線(月十航海)朝鮮、外國間二線(月五航海)と關東廳の命令航路たる芝罘、仁川線並大阪商船株式會社の北鮮航路其の他と相俟て内地、浦鹽及北部支那間海運の便稍見るべきものあるに至り其の間の取引を促進せしめたるも、朝鮮沿岸主要生産地の交通未だ完備

せざるを以て製品出廻季に貨物の停滯を免れず、各航路の配船亦一時は大形船舶の數を増加したるも歐洲大戰以來世界的船腹の缺乏を告げし結果、或は定期船の廢止となり或は大形船に代ふるに小形船を以てしたる爲、船腹は連年減退を來し運賃亦昂騰甚しく今や戰亂の終熄に連れ漸く緩和の傾向ありと雖猶未だ著しく運賃の低落を見るに至らず、殊に水産製品の販路は現在は何論將來に於ても地理的關係上之を支那市場に求めざるべからず、然るに支那に於ける最大需要地たる中部及南部には全く直通航路なき爲上海に輸出せむとするものに在りても、一旦長崎又は門司に於て支那航路の船に積換へて輸出せざるべからざるが爲運送に多大の時日を要するは勿論運賃嵩み荷傷、缺斤、荷爲替取組の困難並商機を逸する等甚大なる不便あり、之を以て將來輸移出の盛大を期せむとせば宜しく對内地航路の回數増加並對中部支那に對する新航路の開始其他共同運搬の奨勵、運賃の低廉等に俟たざるべからず。

第六章 試験調査

大正元年總督府水産課に臨時職員として技手二名を配置し水産試験に關する事務に従事せしめたるを以て本府に於ける水産試験機關特設の嚆矢となす、爾來大正七年度に於て更に技手一名を増員し以上三名の臨時職員に依り専ら各種の試験調査を實施し來りしが、當時其の設備としては漁撈試験に在り

ては大正二年度に七噸級の石油發動機附試驗船一隻を購入し、海洋調査に在りては大正六年に六十噸級の汽船一隻を建造し、養殖試験に在りては咸鏡南道高原郡高原に鮭人工孵化場、慶尙南道密陽郡密陽に養魚場を、全羅南道康津郡康津に鹹水養殖場の設置あり、又製造試験に在りては大正四年度に大邱及長城に寒天製造試験所(一時的試験所にして大正六年民營に移せり)を設け尙鹽魚貯藏試験用として仁川、群山、元山の三個所に魚害の設置を爲したるに過ぎず、將來學術的基礎の上に立ち朝鮮水産の實狀に照して適切なる徹底的且組織的の試験研究を行はむとするには到底此の如き不完全なる組織と設備とを以て之を遂行すること能はざるのみならず比年水産界進歩の趨勢と朝鮮産業促進の必要とに鑑み設備内容共に充實せる水産試験機關の設置は緊急已むべからざるの要務なりと認め、大正九年度豫算に於て水産試験場設置の計畫を立て帝國議會の協賛を経て其の事業に着手し、大正十年五月六日官制の發布に依り初めて茲に全鮮水産試験の中樞機關たる水産試験場の確立を見るに至れり、依て敷地を釜山絶影島に卜し約九千坪を得て大正十年度に於ては漁撈及製造の試験に關する職員及設備を、十一年度に於ては養殖に關する職員及設備を充實し、粗々試験機關たるの機能を發揮するに至れり、而して從來の試験項目及成績の概要は漁業、製造及養殖の各章に分説せるを以て茲には之を略す。

第七章 指導教育

韓國時代に於ては水産業の指導獎勵に關しては何等制度の備はれるものなく、其の事務の如きも農商工部農務局に於て管掌し統監府時代に於ても中央部に技師、技手を併せ僅に十一名を配屬したるに過ぎざりしが、日韓併合と共に直接當業者の指導に當らしむべき各道技術員の配置を必要と認め本府技術員を減じ、新に各道に一名乃至二名の技術員を配置し、爾來本府及地方廳とも漸次多少の増員を行ひ、水産に關する各種の試験、實地指導及傳習講話等に努めつゝありと雖財源の缺乏、人員の寡少等に依り概ね隔靴搔痒の歎を免かれざるを遺憾とす。

今各道に於ける傳習講習の状況を見るに道に依り各其の方法を異にすと雖周年に亘り常設的傳習所を設置せるは咸南、江原、慶北、慶南の四道にして、其の他は多くは一定期間傳習地を定め又は巡回的に傳習を行ふを普通とす、大正十一年度迄に於ける傳習生總數は五千七百一名、同修了者五千五百十名にして一道平均四百六十名の多きに達したり、而して傳習修了生に對しては成るべく共同して漁業を經營せしむる爲修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船、漁具の購入補助金を交付し以て講習中習熟したる技能を發揚せしむるに便ならしめ以て地方漁業の中堅たらしむることを期せり、嗣て傳習事業開始以來の成績を顧みるに道に依り一長一短あり同一に律す可からずと雖、開始當時の修了生は概して良好の成績を挙げ地方に於ける模範漁民として推奨するに足るべきもの尠からずと雖回を重ねるに隨ひ生徒の素質漸次不良に趣き修了後の成績亦頗る揚らず、一般漁業者間に於ても之を輕視し

て顧みられざるの傾向を呈するに到れり、之れ既往の施設が水産業の實際狀況を審かにせず傳習事項の選擇及生徒の選定に注意を缺き又は傳習方法其の宜しきを得ざりし等に基因するものゝ如し、將來之が改善に關しては一般の考慮を要すべきを認む。

併合前の半島教育は儒教本位にして實業教育殊に水産教育の如きに至ては曾て何等の施設あるを見ず併合後水産教育機關の創設せられたるは實に大正四年全羅北道群山に於ける簡易水産學校を以て嚆矢とし亞で大正六年全羅南道麗水に簡易水産學校の設置を見たるに過ぎず、今此の二校に於ける教育狀況を見るに入學生は公立普通學校卒業程度のものにして二箇年間普通學科の外漁撈、養殖、製造に關する科目を教授し特に實習時間を一週十時間以上とし實際的教授に重きを置けり、設置以來の卒業者は二校を合して百二十八名に達し内水産業に従事する者五十八名、官公署及銀行會社等に奉職するもの四十二名、死亡其の他二十八名にして、官公署奉職者中三十二名は水産關係勤務者なるを以て結局卒業者總數の七割は直接習得せる學術技能を以て社會に貢獻しつゝあり、殊に卒業者中全羅北道開也島及烟島に於て有利なる鮫鱈網漁業を唱導し、自ら進むで斯業に従事し漁民に範を垂れたるものある如きは好事例なりとす、又麗水は全羅南道に於ける唯一の漁業地として知られ其の生産額は附近の島嶼を合すれば約二百萬圓に達すべく、從て水産に關する各種機關の設備あり水産技術者を要すること甚だ多きを以て同地の卒業者は比較的各方面に活用せらるゝ狀況にして概して孰れも良好の成績を揚

げつゝあるものゝ如し。

第八章 組 合

第一節 水産組合

水産組合には(一)全道を地區とし漁業者のみを組合員とする朝鮮水産組合と(二)道又は府郡を地區とし水産製造、養殖若は販賣業者を組合員とする特殊水産組合とあり。

一、朝鮮水産組合

朝鮮水産組合は舊韓國時代に於ける内地通漁團體に依り組織せられたる聯合組合會に濫觸し、次で外國領海水産組合法の發布に當り該聯合會の組織を改めて朝鮮海水産組合を設立し、本部を釜山に、支部又は出張所を沿海樞要の地に置き必要の個所に巡邏船を配置し朝鮮に於ける内地人漁業の發展に貢獻し來りしが、併合後漁業令及水産組合規則の實施に伴ひ大正元年七月其の定款を改正し名稱を朝鮮水産組合と改め内鮮人漁業者協同組織の組合と爲し同時に支部を各道に置き出張所を増設して業務の刷新擴張を圖りたり、爾來同組合は水産業の改良發達、内鮮人漁業者の遭難救濟、治療、防疫、紛議仲裁、漁業出願の代辨、郵便物取扱、漁業者移住の奨勵等に努力し其の成績見るべきものあり、組合の豫算は總代會(内地人朝鮮人各十二名)の決議を經、本府の認可を受くるの制度

にして本府は組合費に對し毎年三萬圓を補助す、大正十年度分豫算額は二十五萬四千圓に達せり、組合費は組合員、從業者及漁船を標準とし一定の率を以て賦課し朝鮮人組合員の負擔額は其の經濟狀態に鑑み從來内地人の四分の一なりしも朝鮮人漁業の發達及自覺の發展に伴ひ大正八年度に於て内地人負擔率の半額に増額し、更に大正十年度に於ては内地人と同一負擔率に引上げると共に救濟基金負擔率の如きも亦之を同一とし、同時に朝鮮人漁業者の加入を勵行し役職員の待遇、漁業者の遭難救濟等悉く内鮮人同一の取扱を爲すこととせり、今大正九年度に於ける組合事業の重なる成績を示せば左の如し。

(一) 組合員加入

組合員

一萬四千五百九十八人

從業者

四萬一千七百二十二人

漁船

一萬三千五百三十八隻

(二) 施療

人員

二萬七百六十九人

金額

七千三百七十八圓

(三) 遭難救濟

人	員	二百五十八人
金	額	三千七百五十八圓
(四)	漁業願届の代辨	八千二百十五件
(五)	輸移出入品證明	二千三百十一件
(六)	紛議仲裁	三百四十三件
(七)	移住漁村經營	
戸	數	四十九戸
人	口	二百九十二人
船	數	四十七隻
漁	獲	七萬五百圓
(八)	製	氷
製	氷	高
販	賣	高
同金額(概ね實費)		二萬八千八百三十二圓
		千八百二噸
		千八百二噸

本組合の組織及事業は前述の如くなるも其の地區廣きに過ぎ組合員の自覺に乏しく従て財政の基礎常

に鞏固を缺き充分其の機能を發揮し難き点あるを以て新に道單位の水産會と之れか聯合組織に依る朝鮮水産會を設置し經費の強制徴收力を附與し本組合は解散して從來の事業一切は水産會に於て繼續する外更に各種の事業を施行せしめ國家水産行政の補助機關として健全なる發達を圖らむとし大正十二年一月朝鮮水産會法を發布し同年四月一日より各道一齊に設立の運びに至りしを以て之れか設立の曉は一層朝鮮水産の開發に貢獻する所尠からざるへしと信す。

二、特種水産組合

全羅南道木浦海藻水産組合は大正三年七月の設立に係り木浦府の區域に依り内鮮人海藻販賣業者六十八名を網羅し木浦に集散する海藻に付其の輸移出前官行検査に先だち組合に於て下検査を爲し製品の改良統一と聲價の昂上を圖りつゝあり、又光陽、莞島及長興各海苔水産組合は大正六年十一月の設立に係り各其の郡の區域を以て組合の地區と爲し地區内の内鮮人海苔養殖業者及製造業者を網羅し海苔の養殖及製造の改良發達を圖り且海苔製品の統一を期するが爲製品検査を行ひつゝあり、大正十年中の検査高等左の如し。

組 合 名	組 合 員		改 良 式		在 來 式		計	
	内地人	朝鮮人	數	價 額	數	價 額	數	價 額
光陽海苔水産組合	1人	1,631人	3,049 <small>千枚</small>	19,336 <small>円</small>	11,632 <small>千枚</small>	70,094 <small>円</small>	14,671 <small>千枚</small>	59,337 <small>円</small>

莞島海苔水産組合	—	1,108	3,356	3,017	—	—	3,102	3,017
長興海苔水産組合	—	1,108	2,883	2,650	—	—	3,102	2,883
計	—	2,216	6,239	5,667	11,821	50,024	7,415	7,100

以上の外慶尙南道一圓を區域とし區域内に於ける海藻販賣業者を以て組織する慶南海藻水産組合なるものあるも(大正六年十月設立)以來實際の業務を爲さず有名無實のものなり。

第二節 漁業組合

朝鮮沿岸に於ける海藻の漁場は古來地方の富豪又は兩班に於て之を占有し高率なる採取料を徴しつゝありしが、元來地先水面に棲息する魚介藻類の捕獲採取は漁村の維持經營上地元漁民の漁場として之を占有せしめ且其の漁利を永遠に保持する方法を講せしむる必要あるを以て、明治四十五年二月漁業令及漁業組合理則を發布し漁業組合に關する規定を設け組合の設立を勸奨し其の發達を圖り來れり、大正十年三月末日現在の組合数は八十八、組合員數二萬八千七百二十四名にして漁業者總數の百分の九弱とす、組合は一部特定の漁業者を以て組織したる例外的ものを除くの外、面の區域又は面内の部落の區域を以て其の地區と爲す、組合員數の最多なるは全羅南道濟州島海女漁業組合の八千六百二十名にして慶尙南道巨濟漁業組合の二千六百十八名之に亞ぎ、最少なるは咸鏡南道第一區潜水器漁業

組合の二十一名にして慶尙南道松眞浦漁業組合の二十五名之に亞き、其の他は百名乃至二百名のもの多數を占む、又組合員が内地人のみのもの四組合、朝鮮人のみのもの六十五組合、内鮮人共同のもの十九組合なり。

組合の經濟は組合の享有する漁業權に對する使用料（漁業料、入漁料）及共同販賣、共同購入其の他組合員の爲にする共同施設事業に依る手數料を以て其の主なる收入と爲し、其の他組合員に對する賦課金を徵收するものあり、而して右漁業組合が享有する大正十年三月現在の漁業權は總數六百二十七件に過ぎずして然も採藻、捕介の第六種水面専用漁業權多數を占め第一種及第三種免許漁業權の如き比較的收益の多きものは之を享有するもの甚だ寡少なり、從て巨濟漁業組合、迎日漁業組合及廣島鯷網漁業組合其の他三、四の組合を除くの外は其の享有する漁業權より生ずる收入極めて少額にして之を以て共同施設事業の財源たらしむる能はざると共に組合の基礎亦甚だ薄弱たるを免れず、次に各組合中共同販賣事業を經營するものは僅に十二組合に過ぎざるも其の成績は概して良好なり。

大正十年三月現在に於ける漁業組合の起債金額は總計四十七萬六千圓、起債組合數八、件數十一口に於て、内四十四萬六千圓は殖産銀行の貸出に係り利率は年九步乃至一割三步にして水利組合其の他公共團體に貸出するものに比し高率なるも一般商工資金に比するときは聊か低率なるが如し、起債金額の用途は組合員に對する低利漁業資金として融通するもの其の大部を占め、他は共同販賣、共同購入、

舊債整理、漁船避難港修築、共同販賣所の建築又は買收費等に充當し、償還期限は年賦拂均等償還の方法に依るもの多數にして之が償還成績は良好なり、現在の漁業組合は其の地域或は廣きに過ぎ或は狭きに失するものありて適當に之が分合を行ふを要すべく、又多くは財政の基礎薄弱にして共同施設の財源を得るに苦しめるを以て漁業權の如きも第六種免許漁業に止まらず漁業の性質上若は慣行上特定個人に免許するを要するもの以外は可成之に免許して其の財源を與へ、又理事者を選擧して其の能率を高むる等、既設組合に對する改善を講ずると共に發達の素地ある漁村部落に對して之が設立を勸奨し、漸次其の普及を圖り健全なる漁村經營を爲すの要あり。

附

表

第一表 水産業生産高、戸口、船舶數表 (本府統計年報に據る)

年 分	生 産 高		水産業者戸數		水産業者人口		水産業者用船舶	
	數 量	指 數	金 額	指 數	指 數	指 數	指 數	
明治四十三年	鯨 一六、〇四六 魚 三、四四〇	100	九、五三三	100	三六、一〇八	100	一五、一九九	
同 四十四年	鯨 一六、〇四六 魚 三、四四〇	100	九、五三三	100	三六、一〇八	100	一五、一九九	
大正元年	鯨 一六、〇四六 魚 三、四四〇	100	九、五三三	100	三六、一〇八	100	一五、一九九	
同 二年	鯨 一六、〇四六 魚 三、四四〇	100	九、五三三	100	三六、一〇八	100	一五、一九九	
同 三年	鯨 一六、〇四六 魚 三、四四〇	100	九、五三三	100	三六、一〇八	100	一五、一九九	
同 四年	鯨 一六、〇四六 魚 三、四四〇	100	九、五三三	100	三六、一〇八	100	一五、一九九	
同 五年	鯨 一六、〇四六 魚 三、四四〇	100	九、五三三	100	三六、一〇八	100	一五、一九九	
同 六年	鯨 一六、〇四六 魚 三、四四〇	100	九、五三三	100	三六、一〇八	100	一五、一九九	
同 七年	鯨 一六、〇四六 魚 三、四四〇	100	九、五三三	100	三六、一〇八	100	一五、一九九	
同 八年	鯨 一六、〇四六 魚 三、四四〇	100	九、五三三	100	三六、一〇八	100	一五、一九九	
同 九年	鯨 一六、〇四六 魚 三、四四〇	100	九、五三三	100	三六、一〇八	100	一五、一九九	

附 表

年 次	生 産			高			水産業者戸數	指 數	水産業者人口	指 數	水産業者用船舶	指 數
	數 量	指 數	金 額	指 數	指 數	指 數						
同 十 年	一四、二六五 <small>千貫</small>	五九九	七、五九九 <small>千圓</small>	七五八	六、六五五 <small>戸</small>	一三四	四八、二六六 <small>人</small>	一七九	三、二六五 <small>隻</small>	三九		

備考 一、本表は漁業(養殖を含む)製造を合算したる生産高、戸口數、船舶數なり

二、明治四十三年は統計の據るべきものなきを以て之を掲記せず從て指數の算定は四十四年を基礎とせり

三、本表生産高の數量は千貫、價額は千圓を單位とせり

第二表 漁獲高、漁業者戸口、漁船數表 (本府統計年報に據る)

年 次	漁 獲			高			漁業者戸數	指 數	漁業者人口	指 數	漁 船 數	指 數
	數 量	指 數	價 額	指 數	指 數	指 數						
明 治 四 十 三 年	一七、九九五 <small>千貫</small>	一〇〇	八、一〇三 <small>千圓</small>	一	九、五五五 <small>戸</small>	一〇〇	一七、四三三 <small>人</small>	一〇〇	一三、〇四	一〇〇		
同 四 十 四 年	一四、四四三	一〇〇	六、七五三	一〇〇	六、九五七	一〇〇	一七、四三三	一〇〇	一三、〇四	一〇〇		
大 正 元 年	一四、六六六	七七七	八、四六六	二四	五、七七一	八五	一七、四三三	八九	一三、二四	一〇九		
同 二 年	四、四五五	二五〇	一、五二二	一七〇	五、八六六	八五	二〇、〇〇七	一〇四	一七、〇〇一	一三三		
同 三 年	五、一〇三	三三九	二、〇〇四	一七六	六、六四四	一〇八	三九、六六一	一三三	二〇、〇四	一五		

同 四 年	同 五 年	同 六 年	同 七 年	同 八 年	同 九 年	同 十 年
鯨 八七、六六六 三〇、五五五	鯨 九三、〇八七 二六、二六六	鯨 九六、五三八 三三、三五五	鯨 九八、四一一 三三、四一一	鯨 一〇八、六六六 一九、六六六	鯨 一〇一、〇〇七 三三、三三三	鯨 一七、六六六 六六、六六六
四九、五五五	五三、三三三	五八、八八八	五八、八八八	六四、四四四	五三、三三三	六六、六六六
一三、三三四	一五、九九九	二、九二三	三、六六六	四三、八八八	三九、三三四	四四、九九九
一九、六	二三、〇	二五、〇	四八、六	六三、八	五八、一	六六、五
六七、六六六	七四、四七七	八〇、三三三	九、五一一	七、七〇三	七五、八三二	七九、六六六
一〇、九	一三、〇	一三、〇	二六、六	二五、	二三、	二八、
一五、五八八	二七、八八八	二六、四九九	三九、〇四四	三七、〇九九	三六、六六六	三四、七〇〇
二九、	一四、三	一五、	二四、	二六、	二七、	二七、
二〇、二九九	二〇、八九二	三、三四四	二四、四六六	二五、六六六	二六、三四三	二七、五二二
一五、六	一六、	一七、	一八、	一九、	二〇、	二二、

備考 一、漁業者戸數及人口は漁撈及養殖業者なり
 二、明治四十三年の漁獲高數量及漁業者人口は統計の據るべきものなきを以て掲記せず從て指數の算定は四十四年を基礎とせり
 三、本表漁獲高の數量は千貫、價額は千圓を單位とせり

第三表 製造高、製造業者戸口、船舶數表 (本府統計年報に據る)

明治四十三年	年次	製造高		製造業者戸數	製造業者人口	製造及運搬船
		數量指數	價額指數			
		千貫	千圓	戸	人	隻

附表

年 次	製 造		高		製造者戸數	指 數	製造者人口	指 數	製造及運搬船	指 數
	數 量	指 數	價 額	指 數						
同 四十四年	八、五三二	100	二、六四四	100	10,038	100	三、八四六	100	一、七三三	100
大 正 元 年	四、九七〇	五八	四、六〇六	一七	10,625	108	三、七〇九	110	一、五四六	113
同 二 年	一四、九三三	一七七	五、四〇〇	二五	10,108	100	六、〇〇七	一七七	一、八九五	一四五
同 三 年	一八、三三七	二二七	六、六〇四	二五九	10,257	101	三、八八五	一二五	二、〇三七	120
同 四 年	二二、五九〇	二六〇	七、七九五	二九	10,633	105	四、一五五	一二三	二、103	125
同 五 年	二六、三四	三〇四	九、七六二	三六	10,966	109	四、〇八四	一二三	一、七一九	125
同 六 年	二六、〇〇六	三〇六	一三、四三七	四九	11,253	113	四、四二二	一二七	二、一八七	一二三
同 七 年	二六、〇〇四	三一九	一九、二二五	七〇	11,348	115	五、四六六	一二六	二、四四三	一八四
同 八 年	二五、四六六	三〇三	二八、一一〇	一〇五	11,018	113	六、三七六	一二八	二、七四二	二二五
同 九 年	二六、三三六	三三七	二二、四三三	八〇	11,444	117	六、〇四三	一二九	二、八三〇	二三三
同 十 年	二六、七四	三四	二二、六四四	八七	11,099	117	六、四六六	一二二	三、七七三	二九六

備考 一、製造用船及運搬船は從來の統計資料にては區別し難きを以て一括計上せり

二、明治四十三年は統計の據るべきものなきを以て掲記せず從て指數の算定は四十四年を基礎とせり

三、本表製造高の數量は千貫、價額は千圓を單位とせり

第四表 種類別漁獲高累年比較表 (本府統計年報に據る)

附
表

贛		玉珠貝		鱒		鮑		海苔		石花菜		鱈		鱧		海蘿	
價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量
113	330	10	100	12	41	147	26	104	101	220	74	154	39	44	19	15	106
533	10	100	10	12	41	147	26	104	101	220	74	154	39	44	19	15	106
108	533	10	100	12	41	147	26	104	101	220	74	154	39	44	19	15	106
108	533	10	100	12	41	147	26	104	101	220	74	154	39	44	19	15	106
121	559	118	100	121	69	110	110	138	138	241	33	156	55	263	73	50	300
33	70	121	97	32	52	162	27	108	108	191	23	100	62	262	73	33	347
33	70	121	97	32	52	162	27	108	108	191	23	100	62	262	73	33	347
377	99	22	55	83	158	295	54	331	331	628	33	301	89	388	50	383	151
377	99	22	55	83	158	295	54	331	331	628	33	301	89	388	50	383	151
404	104	1	1	64	160	350	107	447	447	833	20	596	169	394	55	55	29
404	104	1	1	64	160	350	107	447	447	833	20	596	169	394	55	55	29
423	110	4	4	105	261	429	124	532	532	1033	26	631	189	424	62	62	36
423	110	4	4	105	261	429	124	532	532	1033	26	631	189	424	62	62	36

櫻 貝	蝦 蛄	沖 鱒	鮪	龍	竹 蛭	鱒	鱒	江 達 魚	種別		年
									數量	價額	
價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	次
											明 十 三 年
											同
											四 十 四 年
											同
											大 正 元 年
											同
											二 年
											同
											三 年
											同
											四 年
											同
											五 年
											同
											六 年
											同
											七 年
											同
											八 年
											同
五	六	一	七	七	七	八	八	三	九	三	九
千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

種類別	數量		價額		灰 貝	數量		價額		礮 草	數量		價額		其 他	數量		價額		總 計				
	年	次	年	次		年	次	年	次		年	次	年	次		年	次	年	次		年	次	年	次
	明	四	同	十	大	正	同	二	同	三	同	四	同	五	同	六	同	七	同	八	同	九	同	十
	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
	六、七三	一七、六九	一三、四四	一三、三三	八、四六	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
	六、七三	一七、六九	一三、四四	一三、三三	八、四六	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五

備考 一、明治四十三年は統計の據るべきものなきを以て掲記せず

二、本表は大正八年に於ける漁獲高十萬圓以上のもに就き累年比較し以下のものは其の他の欄に一括計上せり

三、本表は千位未満の端數を切捨て掲記したるを以て總計と一致せず

第五表 種類別製造高累年比較表 (本府統計年報に據る)

種類	數量		價額	
	年	次	年	次
明太魚	同	十	同	十
千	千	千	千	千
頭	頭	頭	頭	頭
一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三

附表

海參		鱸		鱈		石首魚		烏賊		蝦		蛸		鱧		鱈		鱈	
價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量
七五	四七	四七	四七	一、四四	一、四四			二	六			三	二	三五〇	六〇	二四	六五	七	三
八五	二九	六〇	六〇	一、二四	一、二四			一五二	一三九			四六	二七	二四	三六	八〇七	六五九	三	二七〇
四六	一七	八三	八三	一、七四	一、七四			二四八	一五			二六	三〇	五	九	二	五〇	二九	一五二
一三八	五〇	一、五三	一、五三	二、八〇	二、八〇			七五	八三			五五	一七	三七	九	六	二五	五九	一〇
二〇〇	七三	一、三三	一、三三	三、六七	三、六七			一〇七	一三四			七五	八四	一〇六	八九	六三	二七	一〇五	五九四
二四六	九〇	一、六四	一、六四	二、九六	二、九六			一五六	二二八			二六	二九	二一	二九	二二	二六〇	二二	三〇〇
三〇六	一五	二、六三	二、六三	二、四三	二、四三			七四	一四二			七二	二九	二五	二五	二二	二五〇	二二	四八〇
四九三	八七	三、〇〇	三、〇〇	三、九一	三、九一			一四二	一四二			一〇九	六三	二五	二七	一四	一六	三六〇	六四四
八〇〇	一〇三	五、一六	五、一六	二、四一	二、四一			二二	三三			一四九	六八	二四五	二六	四七	三六	一、〇三	七九〇
七四	一〇五	四、三〇	四、三〇	四、八七	四、八七			四九	六〇			一八七	六六	二八四	八六	三六	三九	五二	五二
七四九	九八	四、六六	四、六六	二、三	二、三			一〇	五〇			二〇	六	九二	一八	三六	一、〇三	二、五	二、五

附 表

種 類	淡 菜		玉 筋 魚		玉 珠 貝		鮑		鱈		石 首 魚		太 刀 魚		鯨		魷	
	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量
十三年																		
十四年																		
同四年																		
元大																		
年正																		
同二年																		
同三年																		
同四年																		
同五年																		
同六年																		
同七年																		
同八年																		
同九年																		
同十年																		

附
表

海 羅		鯨 乾 製		肥 料 鱒 乾 製		鱈 酥 榨		罐 詰 品 鮑		鹽 辛 品 蟹		蝦		明 太 魚		蝦		鱈		
價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	
1.6	108																			
1.9	131					1.9	131	3.3	241					6.8	572					
1.4	120					1.3	104	4.9	351			6	22	1.4	191	2.0	149	9.9		
2.7	164					1.5	114	3.0	216			1.2	87	4.7	351					1.5
3.3	240					2.9	216	9.8	701			1.0	72	1.2	91	1.3	97	2.7	201	2.5
3.9	287					3.3	251	6	421			1.2	91	3.7	281	3	211	1.7	121	1,369
3.9	287					3.9	287	1.4	101			1.2	91	3.7	281	2.7	201	1.7	121	3.6
3.6	251					4.9	351	4.3	301			3.3	241	3.7	281					3.6
8.6	611					4.7	331	4.7	331			3.3	241	3.7	281					5.6
5.0	351					7.7	551	4.0	281			3.9	281	3.3	241					5.0
1.0	70					2.9	216	4.8	331			3.3	241	3.7	281					5.7

總計	
數量	價額
一八、五三〇	一、六四四
四八、五五〇	四、六六六
二四、九三三	五、四〇三
一八、一三七	六、六八四
二一、五七〇	七、九七五
二六、七五七	九、七七一
二六、〇二六	一二、四七二
二六、六三四	一九、二五五
二九、四六六	二八、一一〇
二八、一三八	三、四〇三
二六、七三三	二五、六五四

備考 一、明治四十三年は統計の據るべきものなきを以て掲記せず

二、本表は大正八年に於ける製造高十萬圓以上のもに就き累年比較し以下のものは其の他の欄に一括せり

三、鹽の生産高は大正七年以前に於ては蝦の生産額中一括せるを以て其の數量價額不明なり依つて本表には大正八年分を掲記せり

四、本表は千位未満の端數を切捨て掲記したるを以て總計と一致せず

第六表 種類別養殖高累年比較表 (本府統計年報に據る)

種別	年次		數量及價額
	數量	價額	
牡蠣	三五、五三六 ^四	四一、八二七	四二、八九五 ^四
伏老貝	三六、五四九	四八、五七九	五八、二三二 ^四
海苔	一〇〇	一〇〇	五〇
鯉、鮪、鰻、蟹、鱒	一	一	八〇〇
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇

附 表

一九

附表

種別		年次		價額及數量	
種別	年次	價額	數量	價額	數量
鱈	大正七年	五、八〇〇			
		一、一〇〇			
鯉、鮪、鯛	大正七年				
鯉、金魚、鰻	大正七年				
青海苔	大正七年				
金魚	大正七年				
鯉	大正七年				
鮪	大正七年				
鱈	大正八年				
鯉、鮪、鯛	大正八年				
鯉、金魚、鰻	大正八年				
青海苔	大正八年				
金魚	大正八年				
鯉	大正八年				
鮪	大正八年				
鱈	大正九年				
鯉、鮪、鯛	大正九年				
鯉、金魚、鰻	大正九年				
青海苔	大正九年				
金魚	大正九年				
鯉	大正九年				
鮪	大正九年				
鱈	大正十年				
鯉、鮪、鯛	大正十年				
鯉、金魚、鰻	大正十年				
青海苔	大正十年				
金魚	大正十年				
鯉	大正十年				
鮪	大正十年				

總計	
數量	價額
七三、一八五貫	六四六、〇〇元
六四六、〇〇元	一〇四、三五六円
三三〇、五四〇貫	二九二、二五七円
二九八、六四三貫	四四〇、五三七円
一四、〇〇〇貫	
一、五〇一、六九一貫	七二七、四三九円

備考 一、養殖業に關しては大正六年以前に於ては統計の據るべきものなきを以て大正七年以後の分の掲記せり
二、虹鱒、鯛、鮑、漁貝等の養殖事業を營むものあるも、收穫なきを以て本表に掲記せず

第七表 漁獲高道別累年比較表 (本府統計年報に據る)

道名	數量		價額		年次
	數量	價額	數量	價額	
京畿道	千貫	千圓	千貫	千圓	明治四十四年
京畿道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	大正元年同
京畿道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	二年同
京畿道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	三年同
京畿道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	四年同
京畿道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	五年同
京畿道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	六年同
京畿道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	七年同
京畿道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	八年同
京畿道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	九年同
京畿道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	十年
忠清北道	千貫	千圓	千貫	千圓	明治四十四年
忠清北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	大正元年同
忠清北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	二年同
忠清北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	三年同
忠清北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	四年同
忠清北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	五年同
忠清北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	六年同
忠清北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	七年同
忠清北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	八年同
忠清北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	九年同
忠清北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	十年
忠清南道	千貫	千圓	千貫	千圓	明治四十四年
忠清南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	大正元年同
忠清南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	二年同
忠清南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	三年同
忠清南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	四年同
忠清南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	五年同
忠清南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	六年同
忠清南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	七年同
忠清南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	八年同
忠清南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	九年同
忠清南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	十年
全羅北道	千貫	千圓	千貫	千圓	明治四十四年
全羅北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	大正元年同
全羅北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	二年同
全羅北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	三年同
全羅北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	四年同
全羅北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	五年同
全羅北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	六年同
全羅北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	七年同
全羅北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	八年同
全羅北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	九年同
全羅北道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	十年
全羅南道	千貫	千圓	千貫	千圓	明治四十四年
全羅南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	大正元年同
全羅南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	二年同
全羅南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	三年同
全羅南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	四年同
全羅南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	五年同
全羅南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	六年同
全羅南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	七年同
全羅南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	八年同
全羅南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	九年同
全羅南道	一、〇六六	四三二	一、〇六六	四三二	十年

附 表

附表

道名	數量		價額		千貫	千石
	年次	數量	價額	數量		
慶尙北道	十三年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
慶尙南道	十三年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
黃海道	十三年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
平安南道	十三年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
平安北道	十三年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
江原道	十三年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
咸鏡南道	十三年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
咸鏡北道	十三年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	十三年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	十四年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	十五年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	十六年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	十七年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	十八年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	十九年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	二十年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

備考 一、明治四十三年は統計の據るべきものなきを以て掲記せず
 二、本表は千位未満の端數を切捨て掲記したるを以て合計と一致せず

第八表 製造高道別累年比較表 (本府統計年報に據る)

道名	數量		道名	數量		道名	數量		道名	數量		道名	數量		道名	數量		道名	數量		道名	數量		道名	數量		道名	數量		道名	數量	
	價額	數量		價額	數量		價額	數量		價額	數量		價額	數量		價額	數量		價額	數量		價額	數量		價額	數量		價額	數量		價額	數量
京畿道	千貫	千貫	京畿道	千貫	千貫	京畿道	千貫	千貫	京畿道	千貫	千貫	京畿道	千貫	千貫	京畿道	千貫	千貫	京畿道	千貫	千貫	京畿道	千貫	千貫	京畿道	千貫	千貫	京畿道	千貫	千貫	京畿道	千貫	千貫
忠濟南道	千貫	千貫	忠濟南道	千貫	千貫	忠濟南道	千貫	千貫	忠濟南道	千貫	千貫	忠濟南道	千貫	千貫	忠濟南道	千貫	千貫	忠濟南道	千貫	千貫	忠濟南道	千貫	千貫	忠濟南道	千貫	千貫	忠濟南道	千貫	千貫	忠濟南道	千貫	千貫
全羅北道	千貫	千貫	全羅北道	千貫	千貫	全羅北道	千貫	千貫	全羅北道	千貫	千貫	全羅北道	千貫	千貫	全羅北道	千貫	千貫	全羅北道	千貫	千貫	全羅北道	千貫	千貫	全羅北道	千貫	千貫	全羅北道	千貫	千貫	全羅北道	千貫	千貫
全羅南道	千貫	千貫	全羅南道	千貫	千貫	全羅南道	千貫	千貫	全羅南道	千貫	千貫	全羅南道	千貫	千貫	全羅南道	千貫	千貫	全羅南道	千貫	千貫	全羅南道	千貫	千貫	全羅南道	千貫	千貫	全羅南道	千貫	千貫	全羅南道	千貫	千貫
慶尙北道	千貫	千貫	慶尙北道	千貫	千貫	慶尙北道	千貫	千貫	慶尙北道	千貫	千貫	慶尙北道	千貫	千貫	慶尙北道	千貫	千貫	慶尙北道	千貫	千貫	慶尙北道	千貫	千貫	慶尙北道	千貫	千貫	慶尙北道	千貫	千貫	慶尙北道	千貫	千貫
慶尙南道	千貫	千貫	慶尙南道	千貫	千貫	慶尙南道	千貫	千貫	慶尙南道	千貫	千貫	慶尙南道	千貫	千貫	慶尙南道	千貫	千貫	慶尙南道	千貫	千貫	慶尙南道	千貫	千貫	慶尙南道	千貫	千貫	慶尙南道	千貫	千貫	慶尙南道	千貫	千貫
黃海道	千貫	千貫	黃海道	千貫	千貫	黃海道	千貫	千貫	黃海道	千貫	千貫	黃海道	千貫	千貫	黃海道	千貫	千貫	黃海道	千貫	千貫	黃海道	千貫	千貫	黃海道	千貫	千貫	黃海道	千貫	千貫	黃海道	千貫	千貫

附 表

道名	十三年		十四年		大正元年		二年		三年		四年		五年		六年		七年		八年		九年		十年	
	數	價	數	價	數	價	數	價	數	價	數	價	數	價	數	價	數	價	數	價	數	價	數	價
平安南道	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫
平安北道	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫
江原道	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫
成鏡南道	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫
成鏡北道	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫
合計	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫

備考 一、明治四十三年は統計の據るべきものなきを以て掲記せず

二、本表は千位未満の端數を切捨て掲記したるを以て合計と一致せず

第九表 養殖高道別累年比較表 (本府統計年報に據る)

漁業種類	船數人員漁獲高	
	船	數 人 員 漁 獲 高
旋網類 滿業	三,三二九 <small>隻</small>	二七,六九七 <small>人</small>
敷網類 漁業	五九一	二,一〇八
掩網類 漁業	二九一	九九四
延繩類 漁業	一一,四五八	四六,七五四
一本釣類 漁業	五,六三三	一八,八九二
雜漁具類 漁業	七,八八五	一五三,四一六
計	五二,五五五	三六三,九三一

第十一表 漁船累年比較表 (本府統計年報に據る)

船型別	年 別											
	明治三十三年	同三十四年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
日本型	—	三〇二 <small>隻</small>	三,六三三 <small>隻</small>	五,九五五 <small>隻</small>	五,八七五 <small>隻</small>	六,八九六 <small>隻</small>	七,八〇三 <small>隻</small>	九,二五〇 <small>隻</small>	一〇,三〇八 <small>隻</small>	一一,四〇〇 <small>隻</small>	一二,七六八 <small>隻</small>	一三,四八三 <small>隻</small>
朝鮮型	—	九,七〇	九,六二四	二,一三〇	二,一六九	二,二六六	二,三六三	二,七九四	二,三八七	一四,一五七	一四,六七三	—
其他	—	八三九	五八	七三	二,三三〇	二,四四	四二七	一,五〇	三〇五	二九四	三七	三五八
計	一六,七九九	一三,〇三四	一三,二六四	一七,四〇一	一〇,〇五四	二〇,二九五	二〇,八九一	三三,三四四	二四,四六六	二六,三四一	三六,三四一	二七,五二三

備考 明治四十三年は船型別統計の據るべきものなきを以て合計のみを掲記せり

第十二表 仕向地別鮮魚輸出額累年比較表 (本府貿易年報に據る)

仕向地別	年		支那	露領 亞細亞	內地	計
	次	年				
仕向地別	明	治	數量	數量	數量	數量
	四	十	四九,四六六斤	二,三三〇斤	三,七七九斤	一七,三九三斤
	同	十	五四〇,九七〇斤	八六三,四四六斤	一,四〇四,一〇〇斤	一三,三七七斤
	大	正	三六六,六六六斤	九六七,五三三斤	一,〇〇一,二二二斤	三六,三七八斤
	元	年	三八五,五六八斤	一,〇一七,四七一斤	一,三八〇,〇〇〇斤	一八〇,〇〇〇斤
	同	二	七七七,七〇〇斤	一,〇一七,四七一斤	一,四〇四,一〇〇斤	一八〇,〇〇〇斤
	同	三	八三三,七〇〇斤	一,〇一七,四七一斤	一,四〇四,一〇〇斤	一八〇,〇〇〇斤
	同	四	七三六,八五九斤	一,〇一七,四七一斤	一,四〇四,一〇〇斤	一八〇,〇〇〇斤
	同	五	七三六,八五九斤	一,〇一七,四七一斤	一,四〇四,一〇〇斤	一八〇,〇〇〇斤
	同	六	七三六,八五九斤	一,〇一七,四七一斤	一,四〇四,一〇〇斤	一八〇,〇〇〇斤
同	七	二,〇〇〇,一七七斤	一,〇一七,四七一斤	一,四〇四,一〇〇斤	一八〇,〇〇〇斤	
同	八	二,〇〇〇,一七七斤	一,〇一七,四七一斤	一,四〇四,一〇〇斤	一八〇,〇〇〇斤	
同	九	三,三九四,九六八斤	一,〇一七,四七一斤	一,四〇四,一〇〇斤	一八〇,〇〇〇斤	

備考 一、大正七年以後輸移出額の劇增せるは從來の漁場よりする直接輸移出取締を勵行したるに由る

第十三表 仕向地別水産製品輸移出額累年比較表 (本府貿易年報に據る)

國別	年		支那	露領 亞細亞	香港
	次	年			
國別	明	治	支那	露領亞細亞	香港
	四	十	七,八八八	三三四	四,三三九
	同	十	七,八八八	三三四	四,三三九
	大	正	六五,〇三六	一〇三	八七三
	元	年	一三三,〇四六	九二	一,五〇〇
	同	二	二二六,〇四六	一〇五	一,四八八
	同	三	一五二,六四四	九七	二,九八三
	同	四	二〇一,七九六	九七	二,五五三
	同	五	六四,三七七	七三	一,九七七
	同	六	七三〇,三四四	一〇六,六七七	九〇七
同	七	一,〇八八,三三三	一三三,三三四	三	
同	八	一,三三〇,四四四	一九九,四四六	一	
同	九	一,三三〇,四四四	一九九,四四六	一	

附 表

國別	年次	布 米	陸 米	內 地	計
國 別	明 十三年	四	六	一	七
	同 十四年	四	六	一	七
	大正元年	四	六	一	七
	同 二年	四	六	一	七
	同 三年	四	六	一	七
	同 四年	四	六	一	七
	同 五年	四	六	一	七
	同 六年	四	六	一	七
	同 七年	四	六	一	七
	同 八年	四	六	一	七
同 九年	四	六	一	七	

第十四表 漁業處分件數累年比較表 (本府統計年報に據る)

種 別	區 分	年 次	免 許		許 可	
			內 地 人	朝 鮮 人	共 同	內 地 人
種 別	區 分	明 十三年	一六六	三二九	四九五	一、六四一
		同 十四年	三二二	八〇七	一、一四五	三、五九六
		大正元年	四四七	五五三	一、〇〇〇	四、四四〇
		同 二年	四二二	一、四九九	一、九六一	三、八一九
		同 三年	一六五	五九九	八二二	一、五〇六
		同 四年	四四七	一、〇一三	一、〇九二	二、五五九
		同 五年	五七	三二四	一	三八二
		同 六年	九六	三三二	四八	四七六
		同 七年	二六	九八一	三	一、二七四
		同 八年	五二	一、〇〇三	三六	一、〇三五
種 別	區 分	同 九年	九五	四〇〇	五二	五四五
		同 十年	一四〇	二六八	八	四一六

合計	届出	
	朝鮮人	共同
計	五、二五六	四、七〇〇
共同	一	一
朝鮮人	五、二五六	四、七〇〇
内地人	二、四四六	八、一九六
計	二、四四六	八、一九六
共同	五、七六四	五、九三三
朝鮮人	二、四四六	四、六六五
内地人	五、九三三	五、九三三
計	八、二四四	一〇、六二八
共同	五、四	二九
朝鮮人	二、四四〇	一〇、五九九
内地人	五、九三三	五、九三三
計	一四、一四〇	二一、七二〇
共同	三	三
朝鮮人	一四、一三七	二一、七一七
内地人	八、六三三	八、六三三
計	二、七三五	二、七三五
共同	一	一
朝鮮人	二、七三二	二、七三二
内地人	七、六九一	七、六九一
計	一六、三三六	一六、三三六
共同	一	一
朝鮮人	一六、三三三	一六、三三三
内地人	三、四四六	三、四四六
計	一八、三三三	一八、三三三
共同	二	二
朝鮮人	一八、三三一	一八、三三一
内地人	一五、九三三	一五、九三三
計	二〇、八二七	二〇、八二七
共同	三	三
朝鮮人	二〇、八二四	二〇、八二四
内地人	一七、九三三	一七、九三三
計	三、二四〇	三、二四〇
共同	三	三
朝鮮人	三、二三七	三、二三七
内地人	四、六二八	四、六二八
計	一八、一三七	一八、一三七
共同	九	九
朝鮮人	一八、一三二	一八、一三二
内地人	一四、八三七	一四、八三七
計	一九、八七七	一九、八七七

第十五表 漁業組合設立状況表 (大正十年三月末現在)

道名	設立の年									
	大正元年同	二年同	三年同	四年同	五年同	六年同	七年同	八年同	九年同	十年同
京畿道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
忠清北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
忠清南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全羅北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全羅南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
慶尙北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
慶尙南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
黄海道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

附 表

備考 明治四十三年は不明なるを以て掲記せず

平 安 南 道	二、一五〇	二、三六五	二、四七五	三、五三七	二、九八九	四、五四五	三、八七四	三、九〇〇	四、五七七	五、六八二	七、〇三三
平 安 北 道	二〇五	一、一五〇	三、〇〇〇	二、七〇五	三、四〇三	三、六四三	五、五六七	四、四八五	四、二六八	六、三六五	六、三三六
江 原 道	六、四〇〇	六、七九一	一、〇〇〇	六、九三四	六、九九〇	八、〇六八	一〇、六七二	一、四〇九	二、八三三	二、四、二四七	四、〇三六
咸 鏡 南 道	二、五三〇	二、六四四	五、八四五	五、二三七	五、四四五	四、三九〇	七、一五〇	六、〇〇六	七、八九〇	一、一、二二〇	三、八三〇
咸 鏡 北 道	四、〇二二	四、八二八	三、一五五	三、〇四九	三、五〇六	三、七四四	三、六〇六	二、八六六	二、九五二	五、一〇三	八、六三七
計	三三、一五五	五四、四三〇	四二、六四五	七三、〇六一	七〇、九七七	七四、一五八	九六、四五二	九一、〇〇〇	一〇一、〇一九	一六五、九五三	二二九、九六五

大正十二年三月二十五日 印刷
大正十二年三月三十日 發行

朝鮮總督府殖產局

朝鮮京城

印刷所 京城印刷所

朝鮮の水産業

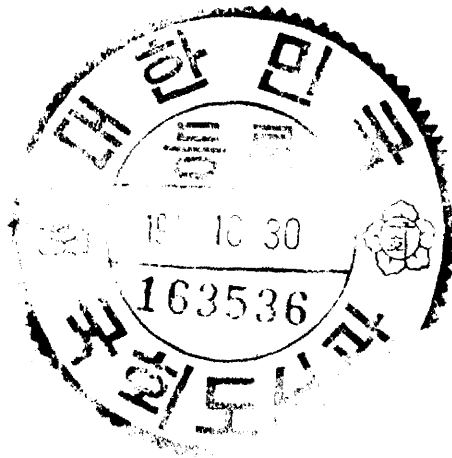
朝鮮總督府

朝鮮水産業

主事 稻

京城黃金町三ノ一四





凡 例

一 本書は朝鮮水産業の變遷並本府施設の概要を記述し水産業の大勢を明ならしむる目的を以て編纂したるものなり。

二 統計表は記事に對し引例に供するを目的とし特別の事由あるもの、外明治四十三年以降大正十二年迄の分を掲記せり。

三 統計表に掲げたる指數は初年分(明治四十三年末詳なるものは明治四十四年分)を百とし増減の割合を示したる。

朝鮮の水産業

目次

第一章	總說	一頁
第二章	漁業	五
第一節	漁場	五
第二節	漁業の種類	六
第三節	漁船漁具	八
第四節	漁獲物の處理運搬	一三
第五節	販賣機關	一四
第六節	漁港	一六
第七節	漁業資金	一九
第八節	移住漁民	二二
第九節	漁家の副業	二三

目

次

第十編 漁業處分及取締…………… 一

第三章 養殖業…………… 一

第四章 製造業…………… 二八

第五章 輸移出…………… 三一

第六章 試驗調查…………… 三四

第七章 指導教育…………… 三六

第八章 水產團體…………… 三八

第一節 水產會…………… 三八

第二節 漁業組合…………… 三九

附表

第一表 水產業生產高、戶口、船舶數表…………… 一

第二表 漁獲高、漁業者戶口、漁船數表…………… 二

第三表 製造高、製造業者戶口、船舶數表…………… 三

第四表 種類別漁獲高累年比較表…………… 五

第五表	種類別製造高累年比較表	一四
第六表	種類別養殖高累年比較表	一八
第七表	漁獲高道別累年比較表	二〇
第八表	製造高道別累年比較表	二三
第九表	養殖高道別累年比較表	二四
第一〇表	漁業別漁獲高表	二五
第一一表	漁船累年比較表	二五
第一二表	仕向地別鮮魚輸出額累年比較表	二六
第一三表	仕向地別水產製品輸出額累年比較表	二七
第一四表	漁業處分件數累年比較表	二七
第一五表	漁業組合設立狀況表	二八
第一六表	地方費水產事業費累年比較表	二九

朝鮮の水産業

第一章 總 說

朝鮮は三面海を以て圍繞せられ海岸線の延長本土と島嶼とを通じて四千三百九十五里（九千三百二十五哩）の長きに亘り、百尋線内の海床亦頗る廣大にして、北境豆滿江口より釜山港外に至る東海岸は、海岸線比較的長大なりと雖概して屈曲に乏しく殊に江原道沿岸は殆ど直線を爲し、清津、元山の二港を除くの外良港錨地に適するもの少く、然も沿岸に併行せる金剛山脈は傾斜急にして海面に逼り、斷崖絶壁を成すもの多く従て沿岸水深く、又干満の差小にして潮流緩慢なり、之に反し全羅南道珍島の附近より鴨綠江口に至る西海岸は、沿岸屈曲多く大小の島嶼散在し、潮流極めて急激にして干満の差三十呎以上に達し、廣漠なる干潟を成し且概ね遠淺にして黄海の中心に至るも水深五十尋を超えず、鎮南浦、仁川、群山、木浦其の他船舶の出入、碇泊に便なる地點尠からず、又釜山港より珍島附近に至る南海岸は、大小の島嶼無數に星羅棋布し、所謂多島海の稱ある所にして沿岸の出入、屈曲甚しく水深概ね八十尋内外を超ゆる所尠く、釜山、統營、馬山、鎮海、三千浦、彌助、羅老島、麗水其の他沿岸到る處船舶の出入、碇泊に便にして且潮流適度、潮汐の干満亦東、西兩海岸の中間に位するもの、

如し、而して暖流たる對島海流の一派は、朝鮮海峽を通過し東海岸に沿ふて北進し、寒流たる「リマン」海流と遭遇して日本海方面に奔り、他の一派は朝鮮海峽に達せざる以前に於て左折し、全羅南道濟州島の西方を廻り西海岸を経て黃海に流入す、又「リマン」海流は露領沿海洲に沿ふて南下し、東海岸に入り江原道水源端、竹邊附近より東方に轉じ、再び南海岸に現れ迂回して西海岸に出て黃海に入るもの、如し、之を要するに朝鮮沿海は海岸線の長大竝屈曲、島嶼の散在、寒暖潮流の關係等天恵に厚きを以て水族の棲息饒多にして最も魚介の利に富めり、然るに日韓併合前に在りては漁政の基礎薄弱にして營業の安固を缺くのみならず、漁業に關する諸般の施設にして見るべきものなく漁民も亦概ね無智にして且其の經濟狀態極めて幼稚なりしが爲、徒に舊慣を墨守するに過ぎざるの狀況に在りしを以て、併合後に於ては専ら漁獲の増進に力を注ぎ且水産製品の改良及産額の増加を圖ると共に、一面漁民の智識技能を啓發し其の經濟狀態と社會的地位とを向上せしめ漁村の健全なる發達を促進せしめむことを期し、漁業令以下水産に關する法令を發布し漁業の保護取締を周到ならしめ以て營業の安固を得せしむると共に、本府及地方廳は互に脈絡を保ち國費又は地方費を支出し水産業に關する諸般の施設を爲し斯業の獎勵及漁民の教養に關し實地に之を指導し、又水産製品検査を施行し一面水産組合及漁業組合の設立を勸奨する等朝鮮水産業の開發に關し力を臻せし所尠からず、其の施設の實際に至りては財政上其の他諸種の關係に依り理想と相距ること尙甚だ遠きもの少からずと雖、而も是等幾多

の施設は時勢の進連と相俟て漸次に生産額を増加し、明治四十四年に於て漁獲高八百十萬圓、製造高
 (明治四十四年)二百六十五萬圓のもの、大正十二年に於て漁獲高五千百七十二萬圓、製造高二千九百六
 十一萬圓に達し漁獲高に於て六倍三分、製造高に於て十一倍一分五厘の増加を示し、内地の明治四十三
 年に於て漁獲高七千八百二十八萬圓、製造高三千八百五十萬圓なりしもの、大正十一年に於て漁獲高二
 億三千五百八十四萬圓、製造高一億六千六百九十五萬圓となり漁獲高に於て三倍、製造高に於て四倍三
 分の増進を示したるに比すれば、朝鮮漁業進歩の速度は寧ろ内地に勝るものあるを見るべく、尙沿岸里
 數其の他漁業に關する主要なる事項に就き内地と朝鮮とを對照すれば左の如し。(内地は大正十一年朝鮮は
 大正十二年の統計に據る)

區 別	數	
	内 地	朝 鮮
沿 岸 里 數	七、〇四〇 <small>里</small>	四、三九五 <small>里</small>
漁 場 面 積	九六、〇〇〇 <small>平方里</small>	五〇、〇〇〇 <small>平方里</small>
漁 船 數	三六三、九七一 <small>隻</small>	二九、一四三 <small>隻</small>
漁 業 者 戶 數	五四七、四二〇 <small>戶</small>	七六、一二四 <small>戶</small>
漁 業 者 人 口	一、一六九、五〇八 <small>人</small>	三二九、五二五 <small>人</small>
漁 獲 高	二三五、八四〇、一八六 <small>円</small>	五一、七二二、九三三 <small>円</small>
		二・二九

備考 漁場面積は内地に在りては百尋線内朝鮮に在りては東海岸は百尋線内西南兩海岸は距岸平均約六十哩以内の水面積なり

前表に依り更に沿岸里數及漁場面積に對する他の事項を比較すれば左の如し。

(イ) 沿岸里數一里に對する

漁場面積		漁船數		漁業者戶數		漁業者人口		漁獲高	
内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮
平方哩 一四	平方哩 一一	五	六	七	一七	一六	一六	三、〇〇〇	二、六八〇

(ロ) 漁場面積一平方哩に對する

漁船數		漁業者戶數		漁業者人口		漁獲高	
内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮
四	〇、六	六	一	三	六	二、四六〇	一、〇〇〇

前二表の示す處に依れば朝鮮漁場に對する漁業者及漁船等の分布は内地に比して甚だ稀薄なるを見るべく、假に朝鮮漁場の生産力にして内地と大差なきものとせば朝鮮漁業の前途輝々たる餘裕の存するを見るべく、尙將來養殖適地の廣大なること及沿海州並支那海方面に雄飛する餘地少からざること等に想到せば其の前途の益洋々たるものあるを推斷するに難からざるべし。

朝鮮水産業の根本法規たる漁業令は明治四十四年の制定に係り、明治四十五年四月一日より之を施行せられたり、本法に於ては相續、讓渡、共有、抵當又は貸付の場合に限り之を權利の目的と爲すことを得せしめたれども、相續の場合を除くの外讓渡、共有、抵當、貸付に付ては孰れも朝鮮總督の許可を要することとし、内鮮人の間には何等規定上の區別を設けざることとせり、漁業權は朝鮮總督の免許に依り設定せらる、免許漁業は分て第一種乃至第六種と爲す、第一種免許漁業は内地の定置漁業、第二種は區劃漁業、第三種乃至第五種は特別漁業、第六種は水面専用漁業に該當す、漁業權の存續期間は十年以内とし漁業權者の申請に依り之を更新し得ることを認め、又財産權として相當の保護を爲すと共に水産動植物の蕃殖保護、軍事上其他公益上に支障なからしむるが爲に免許したる漁業を制限し、停止し又は免許を取消すことを得る場合を規定せり、又許可漁業は之を十一種に分類し、第一種捕鯨業、第二種「トロール」漁業、第三種潜水器漁業に付ては朝鮮總督、第四種以下の許可漁業に付ては地方長官の許可を受くることを要し、届出漁業は之を三種に分類し府尹、郡守、島司の處分に屬せしめ又漁業組合及水産組合に關する規定を設けたり。

第二章 漁業

第一節 漁場

朝鮮沿岸は既に前章に述べたる如く其の地勢海況各種水族の洄游棲息に適し、其の種類、數量自ら豊富にして既知重要水産物のみにても凡百種に迫り魚類六十二、貝類十六、藻類十七、海獸其の他十餘種を含めり、之を各海岸に區別すれば、東海岸に在りては明太魚、鯨、鱈、鱒、鮭、鱒、水魚、油目、鰺、帆立貝、北寄貝、鱈場蟹、ズワイ蟹、昆布等の分布あり、西海岸に在りては石首魚、鰹、鱈、鯨、赤魚、火魚、鰹、玉球貝、搗布等を饒産す又南海岸に在りては特種の種類を生せずと雖漁業上重要な種族は概ね之を産し鰹、鯖、鱈、鯛、鱈、太刀魚等を重なるものとす。

施政以來本府に於ては石首魚、鰹、鱈、大鰹、鱈場蟹、ズワイ蟹、柔魚、鯖等の魚場探検及淺海並深海探検又は海洋調査等に從事し就中石首魚、鰹に就ては有利なる新漁場を發見したる等、漁場の開發上貢獻する所少からざりしも其の多くは沿岸漁場の範圍に止まり、沖合漁場に對しては未だ施設の見べきものなきを遺憾とす。

第二節 漁業の種類

朝鮮舊來の漁業は其の種類三十餘種あり就中重要なるは江原、慶北、慶南及全南に於ける鰹地曳網漁業、同抄網漁業、咸北、咸南に於ける明太魚刺網漁業、同延繩漁業、咸南、慶南に於ける鱈防簾漁業、同魚張漁業、咸南、江原、慶北に於ける鱈防簾漁業、同刺網漁業、慶南、全南並西海岸に於ける石首魚中船漁業及太刀魚一本釣漁業等にして其の他沿岸各地に於ける採獲業、慶南に於ける蛸釣及鱈網船

網漁業、咸南に於ける鱒擧網漁業、平南、平北に於ける蝦中船漁業、全南に於ける蝦弓船漁業、江原咸南、咸北に於ける鮭刺網漁業等稍見るべきものあり。

然るに明治十五、六年以來内地人の通漁稍盛大となるや、南鮮地方の沿岸に於ては内地人間に鱈地曳網、同權現網、鱒流網、鯛延繩、鱈延繩、鯖一本釣、潜水器等の運用漁具に依る漁業漸く起り、明治三十七年通漁條約の改締に依り朝鮮全沿岸に亘り内地人の漁業を認めらるゝや通漁盛んとなり之れと共に移住者亦漸次其の數を増し來れり、亞て四十二、三年日韓併合前後より内地人各種の漁業急に發展し就中巾着網、縛網、大敷網、角網、樹網等内地式漁業盛況を來し、鮮人亦之に刺戟せられて自然發達の機運に向ひしを以て朝鮮在來漁業は稍其の面目を一新するに至れり、殊に鱈地曳網漁業、延繩漁業等の如きは内地人の資本を仰ぎ漁船、漁具其の他の設備を整へ漁獲並其の處理方法等内地人と全然同様に操業するに至れり、斯の如く朝鮮水産界革新の時機に遭遇したるを以て本府及地方廳に於ても之が改良發達を圖る爲に諸般の施設を爲したり、即ち本府に於ては蝦鮫鱻網、秋刀魚流網、鱈沖取網、鮪、旗魚流網及鱈釣等の漁業試驗を施行し、其の結果を公表せしに蝦鮫鱻網漁業は朝鮮在來の蝦柱本網、同中船、同弓船漁業等に比して漁獲多く、操業亦容易なるを以て鮮人漁業者之を模倣するもの尠からず、其の他の試験の結果も亦多くは有利なるを示し漁民の之を模倣するもの増加せり、又地方廳としては京畿道の白鱈、鱈延繩及鱈刺網、全羅北道の小手操網、咸鏡北道の秋刀魚流網、鯖釣漁業試

驗及慶尙南道の釣魚餌料用蝦養試驗竝之に關する指導を爲し各相當の成績を擧げたり、是等の施設は各種漁業に對する内地人の企業と相俟て朝鮮海漁業の發達に相當貢獻し、延て漁業の種類漸次増加して大正十年に於ては約百種の多きに達せり今大正十二年中の漁業別漁獲高百萬圓以上のものを見るに鯖巾着網四百三十三萬圓、鯔船曳網二百七十七萬圓、明太魚刺網二百六十九萬圓、石首魚絞鱈網二百三萬圓、明太魚延繩百六十六萬圓、鯛延繩百六十三萬圓、鯖流繩百十七萬圓、鯖縛網百一十一萬圓、鯨樹網百十萬圓、鱈流繩百五萬圓の十種なり、又魚種別漁獲高百萬圓以上のものを擧ぐれば、鯖七百二十六萬圓、鯔六百四萬圓、明太魚四百一十一萬圓、石首魚三百一萬圓、鯨二百七十二萬圓、鯛二百三十二萬圓、鱈二百三十萬圓、鱈百九十四萬圓、蝶百六十三萬圓、太刀魚百四十九萬圓、鯨百三十五萬圓、鰺百十七萬圓の十二種なり。

第三節 漁船漁具

現今朝鮮海に於て主として使用する漁船は日本型及朝鮮型にして其の他多少の西洋型及支那戎克船等あり、日本型漁船は日露戰爭前後より内地人漁業者の刺戟に依り鮮人の之を使用するもの漸く増加し始政後大正七年迄本府は年々一萬圓を各道地方費に補助して一般水産業改良獎勵の資に充てしめたり各道は鮮人間に日本型漁船の普及を圖る爲漁船購入資金補助及貸付竝船匠講習等を施行せり、右施設に依り購入したる漁船六百七隻に達し又講習を終了したるもの四十名なり、斯くて日本型漁船は明治四十四年其の數三千十五隻なりしもの逐年増加して大正十二年には一萬二千八百四十五隻に達し、漁

船總數の四割四歩に當れり、然れども其の船質を見るに打瀬網漁船の如く稍大形にして相當作業力を有するものは少く概ね一本釣延繩及手操網船等の小形漁船に止まるを遺憾とす、朝鮮型漁船は明治四十四年其の數九千七百七十隻なりしものは亦漁業の發展と共に増加し、大正十二年には一萬五千八百七十七隻に達し漁船總數の五割四歩に當れり、元來朝鮮型漁船は其の構造の牢否、技工の巧拙並使用上の便否日本型漁船と比肩し難きを以て僅に東海岸の一部を除くの外一般に増加率低きのみならず南海岸に於ては既に年々減少の傾あるを見る、西洋型漁船としては明治四十二年頃鯖、鱈流網汽船一、二隻ありしも中絶し、其の後大正八年に發動機附漁船三隻、同九年に四十三隻、同十年に四十四隻を見たるも大正十二年には實に百二十三隻を數ふるに至り今後沖合漁業の進展に伴ひ漸次増加すべき見込みなり、以上外平北、平南、黃海等の各道に於ては支那戎克船を使用するものあり其の數詳ならざるも大正十二年に於ては約三百隻に迫りたるもの、如し。

前記各種漁船は其の總數に於て年々平均千餘隻を増加し、明治四十三年一萬六千七百九隻なりしもの大正十二年には二萬九千四百十三隻に達せりと雖、朝鮮海漁場の現況よりすれば尙其の數甚だ少く、船質亦一般に優良ならざるを以て將來其の數の増加と、質の向上とを圖ることを要す、而して朝鮮型漁船及戎克船の外は造船材料の產出乏しきと、船匠人員不足にして其の技工亦概して不充分なるに因り多くは内地人よりの移入に仰げるの現況なれども、造船費の三分の一以上を占むる職工及人夫

の勞賃の如きは之を内地に比し概して低廉なるべきを以て材料の一部は之を内地に仰ぐとするも、鮮内の造船事業は經濟上必ずしも不利益にあらざるべく殊に修繕工事に於て最も其の必要なるを見るなり。朝鮮舊來の漁業は主として港灣入江等に行はれたる結果其の漁具は防簾、魚箭、魚張、舉網、柱木等の定置漁具及地曳網、中船、弓船、刺網等の運用漁具に過ぎず、其の構造亦概ね粗笨なりしが内地式漁業の盛大となるに従ひ鮮人の之を模倣するもの尠からず、且本府に於ては鮫鱈網の試験を實施し又各道に於ては漁具購入資金補助及貸付、漁具の給與、漁具製作及其の使用法の傳習等を施行して優良漁具の普及を圖れり。

右の施設に依り一本釣、延繩、流網及鮫鱈網等小漁具の増加を來したると共に一方漁業の大勢に順應して近年大小各種の漁具大に増加せり、今之を列擧すれば左の如し。

(一) 抄網類

抄網類に屬する漁具は鱸焚寄網、蝦叉手網等にして明治四十四年其の數四百二十七統なりしもの其の後秋刀魚、沙魚等の抄網増加し、大正十一年には總數三千九百五十一統に達せり。

(二) 刺網類

刺網類には古來明太魚、鰈、鱈、鯖、鮪、鮓、石首魚、蟹等の底刺網ありしものにして明治四十四年其の數四千六十一統なりしもの近年鰈、鱈、鮓、鮪、鱈等の底刺網及鯖、鮓、鮪、秋刀魚等

の流網増加し、大正十一年には五千百〇九統の多きに達せり。

(三) 建網類

建網類には朝鮮古來の漁具として杖矢、透矢、擧網、曲建網、中船、柱木、弓船等あり又内地人は大敷網、角網、壺網等を使用し明治四十四年其の數二千二百十四統なりしもの更に大謀網、八角網、小臺網、鮫鱈網等漸次増加し、大正十一年には一萬七百八十四統に達せり。

(四) 曳網類

朝鮮古來の曳網類は地曳網の一種なる揮擢網のみなりしが其の後權現網、打瀬網、手操網、五智網等を使用する内地人増加し明治四十四年其の數一千五百五十四統なりしもの、大正十一年には六千八百二十四統に達せり。

(五) 旋網類

朝鮮古來の旋網類は逐魚網、網船網の二種にして内地人は旋刺網、揚操網、巾着網、縛網等を使用し明治四十四年其の數百二十四統なりしもの、大正十一年には七百三十五統に達せり。

(六) 掩網類

朝鮮には掩網類に屬するもの從來之を見ず現今使用する投網は内地より移入せしものにして明治四十四年其の數二百二十六統なりしもの、大正十一年には千百四五統に達せり。

(七) 敷網類

朝鮮在來の敷網類は鱒敷網のみなりしが内地人鱒養寄敷網を使用せし以來鮮人間にも之を使用するものあるに至りしも其の數は尙極めて少數なり。

(八) 延繩類

明太魚延繩の外は凡て内地より傳來せるもの、如く鯛、鱈、海鱈、鱧、鰯、鰯等の延繩を主とし其の種類二十餘種に及び其の數明治四十四年一萬八千三百十六鉢なりしもの、大正十一年には十三萬三千六百九十二鉢に達せり。

(九) 一本釣類

朝鮮には明太魚、鮓、太刀魚、石首魚、蛸釣等數種の一本釣ありしが内地人通漁以來鯖、鱈、鯛、赤魚、黒鯛、柔魚其の他の一本釣を移入し是亦現今二十餘種に及び其の數明治四十四年一萬六千六百十個なりしもの、大正十一年には七萬八千四百三十五個に達せり。

(一〇) 雜漁具類

茲に雜漁具と稱するは前記の九種に屬せざる各種漁具の總稱にして大は防籠、羽瀬より小は鉛、鉛、貝搔等に及び其の種類多く明治四十四年其の數一千八百二十九個なりしもの近年著しく増加し、大正十一年には七十七萬三千四百十七個に達せり。

斯の如く各種の漁具大に増加し明治四十四年の總數四萬五百六十九なりしもの、大正十一年には百一萬四千三百五十二の多きに上れり、然れども是等漁具は朝鮮古來のものたるか若は内地にて使用せるものを其の儘移し來りたるものに過ぎざるを以て、將來尙改良の餘地に乏しからざるべく又漁具材料たる各種網地中其の大部分を占むる綿糸網地の如きは需用額一箇年百餘萬斤の見込なるも此の内約八十萬斤(目下の價額約百萬圓)は内地産の移入に仰げる狀況なるを以て、朝鮮紡績業の發達と官廳の施設と相俟て鮮内の編網業も亦漸次發達するに至るべしと思惟す。

第四節 漁獲物の處理運搬

漁獲物は其の種類、漁獲時の狀況若は用途等に應じ鮮魚、鹽魚又は活魚として之を處理し市場に運搬す、鮮魚は碎氷と共に箱に詰込み重量百斤内外の荷造とし消費地に輸送するの外近時冷蔵船を使用し内地各地に搬出するものあるに至れり。鹽魚は、箱、籠等に容れ或は船艙に散積と爲し、活魚は活洲を設備せる船舶に依りて運搬す、大正九年鐵道に依る運搬數量五百四十八萬貫、價額約五百四十八萬圓に達す、其の内地仕向に在りては漁業者又は運搬業者に依り汽船又は發動機船を以て下ノ關其の他の地方に運搬販賣せらる、大正十二年に於ける内地仕向運搬數量二千五百八十五萬貫、價額二千〇九十一萬圓に及べり、運搬船は汽船十五隻、石油發動機船二百二十七隻、帆船日本型千二百一隻、朝鮮型千六百六十三隻其の他五十一隻合計三千百五十七隻にして朝鮮内地間鮮魚の運搬は主として汽船及

石油發動機船に依れり。

鮮魚の處理運搬に要する氷は一箇年約十萬噸内外に達し之が供給は鮮内約三萬噸、内地約七萬噸とす而して鮮内の供給は釜山水産株式會社に於て約八千噸、天然氷約二萬二千噸にして内地よりの移入數量七萬噸は下關を主とし全量の七割五歩其の他長崎、博多、廣島、吳、神戸、大阪等を其の二割五歩とし内地に往來せる鮮魚運搬船之を積載移入す、是等は内地出帆の都度氷を積載して適當の荷足と爲し、航海の便に供すると共に漁況に應じて自由に各地に航走するを得るの利あるを以て鮮魚の市場變更せざる限り縱令朝鮮天然氷の產出豊富にして其の全量に對する供給力ありとするも俄かに内地人造氷の供給を杜絶して之に代り得べきに非ざるも、天然氷の生産費は人造氷に比し廉價なるに依り其の供給を確定不斷ならしむるに於ては漸次其の需用の増加を見るに至るべし、又内地鮮魚運搬業者の朝鮮に於ける鮮魚の買收價額は下關の市價に比し三、四割見當なるも一般漁業者は運搬船を有せざるが爲之を放賣するの已むなき現況に在り、殊に東海岸の如きは交通運輸の便に乏しき爲魚價甚だ低きに對し漁業仕込費は却て多額を要するもの多し、故に漁業者の共同運搬を獎勵し其の漁獲物の運搬を爲さしむると共に漁場相互の聯絡を保ちて勢力及物資供給の便を圖らしむるは漁業經濟の向上に於て資する處大なるべし。

第五節 販賣機關

從來水産物競賣市場は専ら私人の營利事業として經營せられ而も之が監督の法備はらず圓滑なる物資の集散に障害を及ぼすこと尠からざりしに依り、大正三年に至り總督府令第三百三十六號を以て市場規則を發布し、委託を受け競賣の方法に依り水産物の販賣業を行ふ場所を魚市場とし、其の經營並營業に付ては許可を要すること、せしが、爾來其の經營許可を受けたるもの大正十二年末調に於て私人二十七、公共團體五(府二)(面三)合計三十二、營業許可を受けたるもの會社二十一、個人三十三合計五十四に達せり、而して其の販賣には糶賣、算當賣、入札賣等の方法を用ひ委託者より手數料として鮮魚は賣上高の一割乃至一割二歩、鹽乾魚は三歩乃至七歩を徴收し、更に其の一割五歩内外を仲買人に歩戻金として交付す、荷主に對しては其の販賣代金中より手數料及立替金を控除して即日又は翌日若は數日目に仕切す、又仲買人の買受代金の決済は五日拂を普通と爲すも地方の慣習に依り毎月二十一日拂又は翌月一日拂と爲すもの等あり、通常仲買人より身元保證金を徴收す而して大正十二年の取扱高數量千四百十四萬二千五百二貫、價額千四百八十九萬一圓を算せり。

水産物の販賣機關に市場の外間屋あり、朝鮮にては古くより存在し多くは水産物の外一般貨物を取扱ひ貨物の集散に便なる場所には其の開設を見ざるなし、之を客主業と云ひ其の大なるものを旅閣と稱す、客主(又は旅閣)は漁業者又は荷主の委託を受けて仲買人又は小賣人に魚類を販賣すると共に一面漁業者に資金を供給し又買主若は荷主を宿泊せしめて其の仲介取引に便にし又荷主の爲に貨物保管に

任する機關にして、地方に依り古來一種の株と成れるを以て新に該營業を開始せむとする場合には賣買讓渡に依りて其の株を獲得するを例とし、各一定の勢力範圍を有し互に之を尊重して侵さず、客主は受託魚類に付荷主の指値あるときは之に依り、然らざる場合には各地の相場を標準として仲買人又は小賣と折衝し其の値段を決定す。

鮮人漁業者の多數は其の資金を客主業者に仰ぎ漁船、漁網、米穀、被服等の漁業資金又は日用品の調達に充つる結果として漁獲物並其の製品は必ず各自仕込客主に之が販賣を託せざるべからざる拘束を受け融通金に對し月三歩乃至四歩の利子を仕拂ふ外其の賣上高に對し鮮魚は一割、鹽乾魚は五歩の手數料を仕拂ふを要す、尙手數料の外に陸揚並持込仲仕賃及運賃等として鹽鯖一駄（二千尾）に付金四十錢、明太魚一駄に付金二十錢、鹽鯛百尾に付金二十錢の標準に依り荷主より之を取立つるを以て漁業者の負擔甚大なり。

第六節 漁港

朝鮮沿海の地勢は頗る屈曲に富み到る處島嶼散在して自ら港灣を形成し船舶の出入繫泊に好適の地多く漁業根據地として使用せらるゝ港灣約三百個所を有せども其の多數は天然の形成に放任して絶て人工を加へず、是れ蓋し當時に於ける漁業は甚だ幼稚にして漁船の碇繫、漁獲物の配給上完全なる漁港を要求すること切實ならざるものありしに因るべきも今や港灣の不良に因る漁船の遭難甚だ多く年々

二百隻乃至五百隻に達し其の死傷人員百人以上四百人、損害高三萬圓乃至四十萬圓を算する状態にして漁業の發達に伴ひ遭難漁船數も漸次増加の傾向を有するのみならず漁獲物の配給、漁船の改良等に關し相當の設備を有する漁港の修築を要すること切實なるものあるに至りしを以て大正元年以來港灣調査費中より毎年二千圓以内の經費を支出して調査を開始したるが大正十年迄に之を終了したるものは左記四十二港に達したり。

調査濟漁港一覽表

道名	箇所	港名
咸北	三	雄基、獨津、清津
咸南	三	端川、新昌、前津
江原	五	烽燧津、注文津、竹邊、汀羅津、瓮津
慶北	六	蔚陵島、浦項、九龍浦、甘浦、江口、兄山
慶南	六	方漁津、大邊浦、長承浦、三千浦、彌勒島、統營
全南	八	麗水、安島、城山浦、西歸浦、蝸島、別刀港、楸子港、於蘭鎮
全北	二	竹島、於青島

- 忠 南 三 大川、炭浦、安興
- 黃 海 三 延平島、所也、椒島
- 平 南 一 漢川浦
- 平 北 二 梨花浦、圓島

計 四二

以上調査終了の漁港に付ては國費に依り施工し又は國費補助の方法に依り之か修築を促進しつゝ、あり既に竣工せる漁港及修築中に屬する漁港左の如し。

道名	港名	工事概要	總工費	國庫補助額	施行年度	起業者
全羅北道	於青島	防波堤延長三六間	五、七〇〇 <small>圓</small>	三、五〇〇 <small>圓</small>	自大正二年 至大正二年	全羅北道
慶尙北道	江口港	防波堤五〇間、川口切開三〇間	七、一〇〇	四、〇〇〇	自大正二年 至大正三年	慶尙北道
慶尙南道	彌勒島 大浦	埋立一、九六九坪、防波堤五〇間、天幅七尺	六、三〇〇	一、三〇〇	自大正四年 至大正五年	南浦 漁業組合
江原道	汀羅津	防砂堤四五間、護岸一三七間、凌瀨四一五坪	四、七〇〇	二、五〇〇	自大正四年 至大正五年	江原道
咸鏡北道	清津 漁港	南防波堤延長七〇間、岩石除去三九一間、突堤除去一八間	三、九〇〇	五、〇〇〇	自大正五年 至大正五年	清津府
全羅南道	別刀港	防波堤築造二九間、天幅九尺	六、三〇〇	三、三〇〇	自大正六年 至大正六年	全羅南道
同	楸子港	防波堤延長二五間	六、三〇〇	三、五〇〇	自大正七年 至大正七年	同

第七節 漁業資金

江原道	大浦	同 三五間、天幅一八尺 同 三〇間、天幅六尺	八,000	1,200	大正七年	江原道
慶尙北道	浦項	左岸海水堤二三〇間、右岸海水堤一九五間、制水丁六箇 听、延長一三九間、凌瀼三、四三四坪	15,000	4,000	自大正七年 至大正九年	慶尙北道
江原道	瓮津	防波堤延長五間、防砂堤延長三〇間	2,000		大正八年	道川面
忠清南道	仙掌港	荷揚場修築延長一〇間半、幅七間六六	4,000		大正十年	仙掌面
慶尙北道	浦項	制水工	4,800	1,200	自大正十一年 至大正十二年	慶尙北道
同	九龍浦	防波堤一〇〇間、天幅二八尺	35,000	1,000,000	自大正十一年 至大正十三年	滄州面
江原道	瓮津	防波堤修理	3,700		大正十一年	道川面
同	三陟港	防波堤築造延長二八間	4,500		大正十一年	三陟面
慶尙北道	甘浦港	防波堤九〇間	33,000		自大正十一年 至大正十三年	陽北面
慶尙南道	統營港	棧橋幅二間、長十五間		5,300	大正十一年	國
黃海道	龍塘浦	海面埋立物揚場等二〇〇〇坪	1,600		大正十一年	黃海道
慶尙南道	行巖港	突堤幅四間、長二八間、棧橋幅二間、長十三間	1,400		同	國
同	同	突堤幅四間半、長二五間、埋立二、七五〇坪		108,000	大正十三年	國
同	方魚津	防波堤一八〇間	7,000	33,000	自大正十二年 至大正十六年	慶尙南道
計			1,259,200	6,470,000		

朝鮮に於ける大正元年の漁業投資額は漁船百五十七萬圓、漁具百六十五萬八千圓、運轉資金九十五萬二千圓合計四百二十七萬圓に過ぎざりしも、大正八年中の漁業投資額は漁船一千百十三萬九千圓、漁具一千八十一萬七千圓、運轉資金六百五十一萬八千圓、合計二千八百四十七萬五千圓の巨額に達したり、内經營者自身の投資に係るもの一千百三十九萬五千圓、他より借入れたるもの一千七百七萬九千圓此の内百四十一萬八千圓は殖産銀行、東拓會社、朝鮮銀行及鮮内魚市場の貸出に係るを以て低利資金たるを失はずと雖五百二十六萬五千圓は内地に主たる根據を有する魚類輸送販賣業者の貸出に係り漁獲物の買収を條件とするものにして、是等は概ね無利息貸付を標榜するも其の漁獲物は下關市場の時價に比し常に三分の一内外の廉價を以て取引するの實況なり、又他の一千三十九萬五千圓は専ら朝鮮内に於ける水産物問屋業及地方貸金業者の貸出に係り年三割以上の高利を以て借受け加ふるに其の漁獲物は時價に比し著しく廉價にて引渡すを常とし之を積産するときは借入金額に對し少くも年五割以上の高利を拂ふこととなり其の負擔たる決して輕からざるなり、翻て朝鮮産業に關する特殊金融機關が産業資金として放出せる大正八年末の現在高を示せば株式會社殖産銀行七千十八萬三千圓、東洋拓殖株式會社三千七百七十九萬九千圓、金融組合二千三百萬七千圓總額一億三千九十九萬圓として之を用途別にすれば農業資金八千七十七萬圓、商業資金四千二百四十八萬二千圓、工業資金三百八萬圓、鑛業資金三百五十二萬八千圓、水産資金百十二萬九千圓にして、水産資金として貸出されたるものは

僅に總額の百分の一にも達せざる狀況なり、斯の如く低利資金の融通は殆ど其の恩惠に與るを得ず又一般の貸金は非常なる犠牲の下に融通せらるゝは、蓋し漁民の無資力と漁業の本質とに歸因するものならんも其の漁業者の不利、漁業發展の支障たるや蓋し少からずと謂ふへし。

第八節 移住漁民

内地漁民の移住は遠く朝鮮の開港貿易に其の端を發し明治三十八年の戰捷、同四十一年韓國漁業法發布、同四十三年の日韓併合等の機會に際し著しく増加し同四十四年に至りては三千百七十二戸、一萬一千四百三十六人を算するに至れり、爾來多少の消長ありしも大正十二年には三千〇八十九戸、一萬七百十五人に減少し稍退嬰的現象を示せり、之が原因と認むべきは當初移住漁民の選定を誤り或は漁業計劃に遺漏あり或は府縣の保護徹底せざりし爲失敗の跡を重ねたると殊に大正七、八年内地經濟界の好況に伴ひ歸國又は轉業者を生じたる爲なるが如し、現在移住漁民の分布は沿海十二道に亘り最多數なるは慶尙南道にして一千五百八十八戸、五千二百二十六人全羅南道之に次ぎ最少きは忠清南道にして十七戸、五十二人之に次ぐを平安北道とす。

以上各道移住漁民に依り大正十二年末迄に設置したる漁業組合四、組合員二百七十七人移住漁民と朝鮮漁民との合同に依り設置したる組合四十、組合員内地人一千四百八十七人、朝鮮人一萬三千五十二人あり該移住漁民中には、任意に移住したるものと、府縣の獎勵に基きたるものと、元朝鮮水産組合の

獎勵並經營に依るものと、東洋殖殖株式會社と移住民契約を爲せるもの等の別あれども其の過半は任意の移住に屬せり、是等移住漁民中堅實なる發達を遂げ移住後の成績良好と認むべきは慶尙南道統營郡山陽面岡山村、同道泗川郡三千浦面愛媛村、同道統營郡長木面松眞浦、同道昌原郡鎮海面鎮海漁浦等を數ふべく就中岡山村は明治四十年同縣水産組合の經營に係り大正十二年末に於て六十二戸、二百八十二人の移住民あり蝦漕網、鯛、鱧、海鰻延繩、鰻權現網、壺網、蛸壺、海鼠桁網等の漁業を經營す、同村には漁業組合を設置し同組合に於て六千三百餘圓を投じて漁港の修築及海岸の埋立を爲し又移住民共同して年賦償還に依り東洋殖殖株式會社より田畑十餘町歩の貸付を受け之を耕作し、學校を設置して移住民の子弟を教育し其の他植林頼母子講、青年團の設置、副業の施設等漁村としての内容充實し村民の生計裕なり、又愛媛村は四十年同縣西外海遠洋漁業同盟組合の經營に係り大正十二年末戸數三十三戸人口百五十四人の移住民あり鯖巾着網三統を有す漁民各自出資して共同經營と爲す毎年の收益は之を土地の購入に充つるを以て今や數十町歩の田畑を所有し各戸の生計安固にして相當の資金を有するもの尠なからず、松眞浦及鎮海漁浦は大正元年朝鮮水産組合に於て海軍省及朝鮮總督府より土地建物及物件の貸付を受け内地二府、二十一縣と移住經營協議會を開きて之が協定を爲し大正二年より移住者を收容したるに同十年末には松眞浦移住民は山口、廣島、兵庫、福岡の各縣を合して十八戸、九十六人鎮海漁浦移住民は大阪、三重、福岡、徳島の各縣を合して二十九戸、百二十九人に達したり漁業は

一本釣、延繩、手繰、打瀬、船曳、船曳、地曳、鮫鱧網等にして家族は土地の耕作に従事す、松真浦には漁業組合あり鎮海漁浦には貯金會あり、以上兩漁浦の移住漁民は素質の選擇に留意したるを以て勤勉力行其の成績概して良好なり。

以上の如く漁民の移住に關して從來施設したる事項は内地府縣、朝鮮水産組合及東洋拓殖株式會社の移民經營に係り、本府は間接に之が獎勵保護を爲したるに止まるも由來朝鮮漁業の開發は内地漁業者殊に移住漁民に負ふ所尠からず、蓋し鮮人漁業者は日常接觸する間に於て漁船漁具の精巧にして漁利多きを目撃し或は從業者となりて親しく其の使用法を會得し之を模倣するに至るが爲なるべく而かも内地移住漁民は朝鮮人漁業者の約三十分の一に過ぎずして敢て朝鮮漁業者の漁利を損することなくして却て朝鮮人漁業の啓發に資する所多きを認むべし。

第九節 漁家の副業

朝鮮に於ける漁業は一般に幼稚にして概して小規模の地先沿岸漁業に従事するに止まるを以て比較的閑散期を有すると共に其の收益亦寡く殊に西朝鮮の如く沿岸凍結し、或は解氷期に際し流水を見る地方に在りては全く漁業を爲す能はざる時季ある等の關係上本業のみにては生計を支持し難く、従て副業を營む者比較的多く且其の種類亦多種に互れり、而して漁民は往時農民より轉化したるもの多き關係上農業に従事する者大部分を占めたりしが併合以來各種産業上の施設獎勵に伴ひ漁家の副業にも自

から變遷を見るに至れり、即ち新に養蠶の如き器械製網の如き副業を生じ又内地型漁船の普及に伴ひ漁閑期に回漕業を兼營する者を生じたるが如き之なり、内地人に在りては當初漁業を目的として移住し主力を之に傾注せるが故に鮮人漁業者に比し漁獲高遙に多く副業を營む者比較的少かりしも、近時漁閑期を利用し之に従事せむとする者漸次増加の傾向を來せり、大正十年中の調査に依れば漁家副業の種類は内地人、朝鮮人共に約十八種に迨び共通的のもの多く其の主なるものを擧ぐれば水産製造、漁獲物及製品の販賣、漁具の製作、農耕、養蠶、養豚、養鶏、雜貨販賣等あり、副業を營む漁家の數は各其の總數に對し内地人は百分の四十、朝鮮人は百分の六十七に相當し副業の收益は詳ならざるも内鮮人を合して約百八十萬圓に達し、在住内鮮人漁獲高三千五百三十五萬圓に對し約五歩一厘に相當す、漁家の副業に就ては從來自然の發達に委し何等施設する所なかりしも漁民經濟の緩和を圖り、勤儉力行の美風を涵養する爲緊要なるを以て有利適列なる副業を調査選定して益之が普及を圖るの要あり。

第十節 漁業處分及取締

明治四十二年舊韓國政府時代に於て漁業法及附屬法規を制定實施せしが不備の點尠からざりしを以て明治四十四年六月制令第六號を以て新に漁業令を制定公布し、同時に府令を以て漁業令施行規則其の他の附屬法規を發布し同四十五年四月一日より之を施行せり、新法令に於ては免許漁業は六種、許可

漁業を十一種、届出漁業を三種とせり、免許漁業は總て朝鮮總督の免許、許可漁業は捕鯨漁業、「トロール」漁業、潜水器漁業の三種は朝鮮總督、其の他の八種は地方長官の許可を受くるを要し届出漁業は府尹郡守島司に届出で鑑札の交付を受くるを要することとせり、免許漁業の出願處分は獨り漁業者の利害休戚に關するのみならず公益上至大の關係を有するを以て漁業令施行以來努めて其の處分を慎重にし實際の漁業者に免許したる爲漁業の經營漸次眞摯に赴けり、明治四十三年以降大正八年末に至る漁業處分件数は免許漁業一萬二千八百七件、許可漁業八萬五千三百六十一件、届出漁業十六萬九千二百二十三件に達せり。

水産物の蕃殖保護に就ては漁業令と同時に府令を以て漁業取締規則を發布し、濫獲酷漁に涉る漁具、漁法を禁止し重要にして且濫獲の虞ある魚介類に付ては漁場、漁期及其の體長に關し採捕上一定の制限を加へたり、又有毒物、爆發物を使用する漁業は魚族の蕃殖を害し且正當漁業者の操業を妨害すること甚しきを以て大正元年、同二年及三年漁業取締規則を改正し漸次違反者の制裁を嚴にするも大正十三年四月現在配置警備船は汽船六隻、發動機船二十六隻に過ぎずして之を全鮮各沿岸要地に配屬し一般海上警備と共に不正漁業取締に當らしむるを以て該速力を利用して出沒するトロール漁船及爆發物使用の不正漁業等に對する取締の完璧を期し難きを遺憾とす、又漁業取締規則に規定せる種類以外新に規定を必要とする種類あると、一地方特殊のものにして其の方面に限り蕃殖保護を圖らしむる

必要あるに依り、大正六年五月該取締規則を改正し同時に各道をして其の道特殊の取締の規則を制定せしめて之が取締を適實周到ならしめたり、亞て大正十年四月捕鯨の禁止期間に關する規定を削除し斯業の發達に資し「トロール」漁業に就ては大正元年及大正二年に漁業取締規則を改正して禁止區域を擴張し今尙朝鮮に於ては不許可の方針を持續せり、捕鯨業に就ては明治四十年韓國政府に於て捕鯨管理法を發布し漁期、根據地及漁法等を制限し現行漁業令及漁業取締規則中にも特に之に關する規定を設け尙捕鯨船數を十二隻に制限せり、潜水器漁業に就ても全沿岸を三海區に分ち尙特別海區二を設け各其の操業台數を定限して漁利の保持に努めたり、又明治四十二年以來西朝鮮海に出沒する支那密漁船を嚴禁したるも境域相接するに前記の如く海上取締の設備完からざるを爲今尙其の跡を絶つに至らざるを憾とす。

第三章 養殖業

朝鮮在來の養殖業は全羅南道莞島、大仁島及慶尙南道河東の海苔養殖のみにして口碑の傳ふる所に依れば約百餘年前の創始に係り其の後漸次附近に普及せるもの、如きも其の區域、廣袤、産額等に付ては詳ならず、日清、日露兩戰役前後より移住及通漁民の數益増加に連れ養殖業の有量なるに着目する者あるに至り明治四十三年以來咸鏡南道の牡蠣、京畿道干潟地に於ける蛸及淺蛸、全南、慶南兩道沿

岸の海苔、牡蠣、灰貝等の養殖を企圖するもの續出したるが氣候、風上の關係上所期の成績を擧げ難く中途廢業せるもの亦少からざる狀況なりし、之と同時に本府及地方廳に於ても淡水並鹹水各種養殖試驗を開始せり、即ち本府に於ては咸鏡南道高原に於ける鮭、鱒の孵化放流、慶尙南道密陽に於ける鯉、鱒及全羅南道康津に於ける牡蠣養殖試驗及河川干潟の利用、重要魚介類の産卵期、鮑の成長等に關する調査を爲し尙養殖試驗の傍鯉、鱒、鮭の種苗を配付せり、地方廳としては咸鏡北道に於て牡蠣及鯉、江原道及慶尙北道に於て鯉、慶尙南道に於て海苔、淺鯛、全羅南道に於て海苔、全羅北道及忠清南道に於て鯉、牡蠣、京畿道及黃海道に於て鯉、牡蠣、淺鯛、平安南道に於て鯉、鮭、鱒等の養殖試驗並之に關する指導を爲せり。

以上の施設並經營は其の實行不徹底なるものありし爲顯著なる效果なかりしも全南、慶尙南道に於ける海苔の如きは兩道の適切なる指導獎勵に依り養殖區域の擴張並製品の改良を來し特に最近著しく増額せり又全羅南道の灰貝、忠清南道の鯉、咸鏡南道の牡蠣養殖等あり、今其の主要なるものに付之が概要を擧ぐれば左の如し。

- (一) 海苔養殖は全南、慶尙南道のみに行はれ其の産額大正十二年約百四十萬圓近年大に改良を加へられたる結果販路頓に擴大し内地を主とし其の他鮮内及滿洲に追ひ其の主産地は全羅南道莞島、光陽、長興、康津、高興の五郡及慶尙南道河東、東萊の二郡なり。

(二) 牡蠣養殖は威鏡南北道並全羅南道に行はれ其の方法何れも粗放的にして威鏡南北道に於ける如く常時水面下に養殖するもの、外は普通内地に行はるゝ方法と同一にして其の主産地は威鏡北道黃魚浦、威鏡南道永興灣、全羅南道海蒼灣及蟾津江口とす。

(三) 其の他灰貝養殖は全羅南道及慶尙南道に行はれ日本殖産株式會社之を經營し煙養殖は忠清南道及黃海道に行はれ何れも廣大なる養殖場を有し未だ記すべき成績を見ざるも共に將來は有望なるべく其の他洛東江口に於ける鰻、鯉、魴養殖、京畿、慶北兩道の鯉、金魚養殖等あり。

是等養殖業に従事するものは大正十二年四萬人養殖總水面積約千九百九十萬坪之が收穫高約九十六萬貫、百五十一萬圓にして殊に近時内鮮人共に斯業を企劃するもの漸く多きを加ふるの傾向に在るは喜ぶべき現象なり、加ふるに西南沿海の如き到る所養殖に利用すべき水面に富み之が開拓の餘地綽々たるものあり又水源の涵養、河川の修築、山野千澗地の開墾、灌漑貯水池の増設、交通の發達、都市の繁榮及生活の向上等文化の進展に伴ひ多々益有利恰好の狀勢に向ふべきは疑なき所なるを以て將來適當の施設を爲し之が獎勵に努むるに於ては其の收穫高をして現在の數百倍に達せしむるは蓋し難きにあらざるべし。

第四章 製造業

從來朝鮮に於ける製造業は素乾明太魚を除きては大概其の規模小に製品の種類も亦明太魚、鱈、鱈、章魚、鱈、鱈、玉筋魚、鮑、和布、海苔の素乾品、石首魚、鮫の鹽乾品、石首魚、太刀魚、鯨、鱈、鮫、明太魚卵の鹽藏品、蝦の鹽辛等主として鮮内向のものに屬し且品質粗雑にして見るに足るもの少かりき、然るに内地漁民の移住増加に伴ひ製品の種類産額を増し煮乾鱈、鱈、鱈、鮫、乾蝦、明鮑、海參、開鱈、鹽鱈、淡菜、乾牡蠣、貝柱、鮑罐詰等主に輸移出向のものを製出するに至れると共に一面本府に於ては大正元年寒天製造試験を初めとし續て連年玉珧貝、桑魚、貽貝、北寄貝、小蝦、魚鱈、支那向鹽魚並鹽乾魚、米國向鹽鱈、明太魚卵等の製造及魚類貯藏の各試験を施行し、又支那及英領香港に於ける水産製品の販路、鮑及海鼠歩留等の調査を爲し、道に於ては地方費を以て明治四十四年以降各種の傳習、講習を又大正四年以降各種の試験を行ひたり、即ち京畿道の乾蝦、平安北道の白魚其の他の罐詰、黃海道の臘子、平安南道及忠清南道の乾石首魚、全羅北道の鹽石首魚、慶尙南道及全羅南道の乾海苔、江原道の開明太魚、咸鏡南道の鹽明太魚卵及明太魚肝油、咸鏡北道の乾和布等各種製造試験並之に關する指導を爲せり、又大正三年海藻検査規則を發布し當時輸移出水産物中の重要品として産額多きに拘はらず製法不良の爲め品質を損して聲價地に墜ちたる石花菜、海蘂、銀杏草、櫻草、小凝草、礮草の六種に就き品質検査を勵行して其の改善を圖り續て移出水産肥料及輸出海參、乾鮑等粗製濫造の弊を生じたる爲大正七年更に水産製品検査規則を發布し食用品中海參外十九種、海蘂

中石花菜外六種並各種肥料等主なる輸移出品に付税關をして検査を行はしむること、し亞て大正九年六月検査品目を追加し包装重量等に關する規定を改正し更に大正十三年十二月検査品目中に乾海苔を加ふると共に食用品中新に罐詰外六種に對し等級制を採用し以て製品々位の向上と當取引の便に資せり。

以上各種施設の結果として一般製造業改善の端を開き特に製品検査の結果品質漸次改善せられ就中肥料の如き糊料海藻類特に石花菜、海藻、銀杏草の如きは調製方法矯正せられ包装亦漸く整ひて取引先の信用頗る加はり、又食用乾製品は從來の大缺點たる用鹽多量の弊を矯め從來荷受者より品傷、目切れ等を口實として被りたる損害を免かれ、食用罐詰品は原料の精選、容量の正確、荷造の改善に依り取引圓滑となり販路の擴張を來せり、検査以外の製品に在りても概して技術進歩の跡あり就中煮乾鱈、寒天、蒲鉾、漉海苔等は内地品に比し殆ど遜色なし殊に從來朝鮮人のみ製造したる素乾明太魚、鹽藏明太魚卵及蝦、蟹醃醬等を内地人製品中に交ゆるに至れると共に朝鮮人亦開鱈、煮乾玉筋魚、明鮑、漉海苔等の輸移出向品の製造を爲すもの多きを加ふるの趨勢となる等頗る面目を一新せり、斯くて朝鮮の水産製造業は明治四十四年製造業者戸數一萬七十三戸、人口三萬三千八百餘人、製造高二百六十五萬餘圓なりしもの大正十二年に於ては戸數一萬四千七百三十五戸、人口四萬六千五百二十七人、製造高二千九百六十一萬餘圓に達し且一種十萬圓以上の産額あるもの約三十種の多きを算す。の現況と

なれり、尙今後漁業及養殖業の發達に伴ひ其の原料豊富となり大市場として隣邦支那を有する等其の前途益多望なりと謂ふべし。

尙製造上最も重要な鹽の消費狀況を見るに鮮内には未だ工業頗る幼稚の爲其の消費は主として食料用に屬するも其の消費額は最近數個年間に於て多大の増加を來し大正三年二億斤に過ぎざりしもの大正十二年には約四億斤を越ゆるの狀勢を示し其の主なる内譯を擧ぐれば漬物用一億三千四百萬斤、醬油製造用一億五千七百萬斤、味噌製造用五千百萬斤、漁獲物處理及製造用五千九百萬斤、麵類製造用百六十萬斤、獸皮保存用四百萬斤、選種用八十萬斤、家畜用六十七萬斤、肥料用四十五萬斤、窯業用十八萬斤、工業用二萬五千斤、製鋼用四萬斤等にして需要總量に對し鮮内の生産供給量天日鹽約一億斤、煎熬鹽約六千萬斤、合計一億六千萬斤にして需要量の四割を充たすに過ぎず、不足額二億四千萬斤は之を輸入鹽に仰ぐの外なく斯くの如きは産業上看過すべきにあらざるを以て之が需要量の配給を圖る爲專賣局に於ては大正九年以降七箇年繼續事業として官設鹽田擴張の計劃を樹て目下着々工事を進めつゝあり。

第五章 輸 移 出

朝鮮より内地又は支那其の他に移輸出せらるゝ鮮魚及製造品は近時年々二千萬圓以上の多きに上り主

要なる朝鮮貿易品たり、而して鮮魚は從來主として内地人漁業者の漁獲せしものを仲買人の手に依り漁場に於て買取られ、其の儘運搬船を以て開港地を經由せずして直接内地に輸送せられたるもの多く、從て其の數量、價額等數字的調査は明瞭を缺くも其の各開港地を經由したるものに付て見るに明治四十三年に於て數量二百萬斤、價額十七萬圓、仕向地は内地、支那、露領亞細亞にして魚種は鯛、鯖、鱒等の數種に過ぎざる狀況に在り、然れども實際は如上開港地を經由せざるもの多きを以て當時既に相當の移輸出額に達せることは推察に難からず。

輸移出製品は從來内地人通漁者に依り製造せられたる少量食用乾製品及鮮人の採製に係る海藻を主とし其の他には肥料あるに止まりて其の輸移出額少く明治四十三年に於て品種漸く十數種、數量一千八百萬斤、價額八十六萬圓にして而も殆ど其の大部分は移出品にして輸出品は僅に其の一割に過ぎず、品質亦概して優良ならず且荷造用材料の供給至難の爲自然良品を使用すること不可能なりしと、一面に於ては製造業者及貿易業者の荷造に對する智識幼稚なりしとに依り其の包裝頗る不完全にして取引上の不利損害大なるものありたり、又製品の輸送に就ても朝鮮内地間に定期航路開けず支那に對して戎克船の來往ありしに過ぎざる等不便を極めたれども其の後製品及荷造の改良行はれ交通運輸の使漸く開け鮮魚及製品の輸移出狀勢は年々順調に發展せり、即ち大正十二年に於ける鮮魚の輸移出數量は一億二千七十七萬斤、價額九百十三萬圓にして之を明治四十三年に比すれば數量に於て約六十倍、價

鹽、關門線(月三回)雄基、關門線(月三回)新義州、阪神線(月二回)及伏木、七尾、浦鹽線の清津寄港(月二回)あり、而して此の朝鮮、内地間四線(月十航海)朝鮮、外國間二線(月五航海)と關東廳の命令航路たる芝罘、仁川線並大阪商船株式會社の北鮮航路其の他と相俟て内地、浦鹽及北部支那間海運の便稍見るべきものあるに至り其の間の取引を促進せしむたるも、朝鮮沿岸主要生産地の交通未だ完備せざるを以て製品出廻季に貨物の停滯を免れざるの状態にあり、而して水産製品の販路は現在勿論將來に於ても地理的關係上之を支那市場に求めざるべからず、然るに従來支那に於ける最大需要地たる中部及南部には全く直通航路なき爲上海に輸出せむとするものに在りても、一旦長崎又は門司に於て支那航路の船に積換へて輸出せざるべからざるが爲運送に多大の時日を要するは勿論運賃嵩み荷傷缺斤、荷爲替取組の困難並商機を逸する等甚大なる不便不利ありしが大正十三年度より朝鮮上海間の直通航路開始せられ製品輸出上多大の便宜を得るに至れり。

第六章 試験調査

大正元年總督府水産課に臨時職員として技手二名を配置し水産試験に關する事務に従事せしめたるを以て本府に於ける水産試験機關特設の嚆矢となす、爾來大正七年度に於て更に技手一名を増員し以上三名の臨時職員に依り専ら各種の試験調査を實施し來りしが、當時其の設備としては漁撈試験に在り

ては大正二年度に七噸級の石油發動機附試験船一隻を購入し、海洋調査に在りては大正六年に六十噸級の汽船一隻を建造し、養殖試験に在りては咸鏡南道高原郡高原に鮭人工孵化場、慶尙南道密陽郡密陽に養魚場を、全羅南道康津郡康津に鹹水養殖場の設置あり、又製造試験に在りては大正四年度に大邱及長城に寒天製造試験所（一時的試験所にして大正六年民營に移せり）を設け尙鹽魚貯藏試験用として仁川、群山、元山の三個所に魚窖の設置を爲したるに過ぎず、將來學術的基礎の上に立ち朝鮮水産の實狀に照して適切なる徹底的且組織的の試験研究を行はむとするには到底此の如き不完全なる組織と設備とを以て之を遂行すること能はざるのみならず比年水産界進歩の趨勢と朝鮮産業促進の必要とに鑑み設備内容共に充實せる水産試験機關の設置は緊急已むべからざるの要務なりと認め、大正九年度豫算に於て水産試験場設置の計畫を立て帝國議會の協賛を経て其の事業に着手し、大正十年五月六日官制の發布に依り初めて茲に全鮮水産試験の中樞機關たる水産試験場の確立を見るに至れり、依て敷地を釜山絶影島に卜し約九千坪を得て大正十年度に於ては漁撈及製造の試験に關する職員及設備を、十一年度に於ては養殖に關する職員及設備を充實し、爾來漁撈部に在りては漁場調査、明太魚漁業試験、石首魚漁業試験、漁船調査、機械試験、漁具材料調査、製造部に在りては鹹水冷凍に依る鮮魚貯藏試験、魚肉内臟利用試験、鮮魚清淨試験、養殖部に在りては水棲動植物種の査定及分布調査、重要魚類生活史の研究、池沼堤堰利用養殖試験、干潟地利用養殖試験等を施行するの外海洋調査觀測を行

ひつゝあり。

第七章 指導教育

韓國時代に於ては水産業の指導獎勵に關しては何等制度の備はれるものなく、其の事務の如きも農商工部農務局に於て管掌し統監府時代に於ても中央部に技師、技手を併せ僅に十一名を配屬したるに過ぎざりしが、日韓併合と共に直接當業者の指導に當らしむべき各道技術員の配置を必要と認め本府技術員を減じ、新に各道に一名乃至二名の技術員を配置し、爾來本府及地方廳とも漸次多少の増員を行ひ、水産に關する各種の試験、實地指導及傳習講話等に努めつゝありと雖財源の缺乏、人員の寡少等に依り概ね隔靴搔痒の歎を免かれざるを遺憾とす。

各道に於ける傳習講習の状況を見るに從來道に依り常設的傳習所を設置したるものあるも現今に於ては一定期間傳習地を定め又は巡回的に傳習を行ひつゝあり、大正十二年度迄に於ける傳習生總數は五千七百八十五名、同修了者五千五百九十四名にして一道平均四百六十六名の多きに達したり、而して傳習修了生に對しては成るべく共同して漁業を經營せしむる爲修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船、漁具の購入補助金を交付し以て講習中習熟したる技能を發揚せしむるに便ならしめ地方漁業の中堅たらしむることを期せり、續て傳習事業開始以來の成績を顧みるに道に依り一長一短あり

同一に律す可からずと雖、開始當時の修了生は概して良好の成績を擧げ地方に於ける模範漁民として推奨するに足るべきもの尠からずと雖回を重ねるに隨ひ生徒の素質漸次不良に趣き修了後の成績亦頗る揚らず、一般漁業者間に於ても之を輕視して顧みられざるの傾向を呈するに到れり、之れ既往の施設が水産業の實際狀況を審かにせず傳習事項の選擇及生徒の選定に注意を缺き又は傳習方法其の宜しきを得ざりし等に基因するものゝ如し、將來之が改善に關しては一般の考慮を要すべきを認む。

水産教育機關としては現在全羅北道群山港に於ける群山公立水産學校、全羅南道麗水港に於ける麗水公立水産學校、慶尙南道統營港に於ける統營公立水産學校、平安北道龍岩浦港に於ける龍岩浦公立水産學校の四校にして何れも地方費を以て設立せられ普通學校卒業者を入學程度とし其の修業年限は麗水校の三箇年其の他は二箇年とす、教科目は普通學科の外漁撈、製造、養殖を網羅し特に實習時間に重きを置けり、龍岩浦校は大正十三年の設立に係り未だ卒業生を出さずと雖群山、麗水及統營校に於ける創立以來の卒業者は三校を合し百九十六名に達し内水産業に従事する者八十一名、官公署及銀行會社等に奉職するもの七十四名、死亡其の他四十一名にして、官公署奉職者は主として水産關係勤務者なるを以て結局卒業者總數の八割は直接習得せる學術技能を以て社會に貢獻しつゝあり、殊に卒業者中全羅北道開也島及烟島に於て有利なる鮫鱈網漁業を唱導し、自ら進むで斯業に従事し漁民に範を垂れたるものある如きは好事例なりとす、又麗水は全羅南道に於ける唯一の漁業地として知られ従つて

水産技術者を要すること甚だ多きを以て同地の卒業者は比較的各方面に活用せらるゝ狀況にして概して孰れも良好の成績を揚げつゝあるものゝ如し。

第八章 水産團體

第一節 水産會

従來朝鮮一圓を區域とする朝鮮水産組合なる團體存在したりしが其の起原最も古く遠く舊韓國時代に於ける内地通漁團に依り組織せられたる聯合組合會に濫觴し其の後幾多の變遷を経て大正七年中該組合となし爾來各道樞要の地に支部を置き水産業の改良發達、内鮮人漁業者の遭難救濟、施療、紛議仲裁、漁業出願の代辨、郵便物の取扱、漁業者移住の奨勵等に努力し其の成績見るべきものありしと雖、漸次漁民の増加に伴ひ其の地區廣濶に失し組合員の自覺に乏しく従て財政の基礎薄弱なるのみならず法律上の保護亦十分ならざりし爲其の目的を達成し難き憂ありしを以て大正十二年一月新に朝鮮水産會令を發布し同年四月一日より實施せり該水産會は道水産會と之が聯合組織に依る朝鮮水産會との二階級に區分せるものにして右會令の實施と共に各道一齊に道水産會を設立し朝鮮水産組合は同時に解散し亞て朝鮮水産會の設立を見るに至れり該水産會は水産當業者の自治的機關たる公共團體にして政府と當業者との間に介在し公共的見地より水産業の改良發達を圖るを目的とし一面國家水産行政の補助機

關たるの機能を併有せる所なるを以て從來朝鮮水産組合に補助したる三萬圓を朝鮮水産會に補助し同會は更に道水産會の狀況に依り夫々補助を爲し以て之か着實穩健なる發達を期すると共に會員の負擔を輕減し所期の目的を達成せむことに努めつゝあり而して之等水産會に於ける事業の成績に關しては設立日尙淺く諸般の施設計畫も亦其の緒に就きたるに過ぎざるを以て未だ特に見るべきもの尠しと雖、大體朝鮮水産組合の事業を繼承し道水産會に在りては漁民遭難の應急的救濟、醫療施藥、漁村調査、講習講話等は共通的事業として之を施行し更に地方の狀況に鑑み試験調査、水産製品検査、水産物共進會、品評會の開催等特種の施設を爲しつゝあり、又朝鮮水産會に於ては漁民遭難者の救濟及遺族の救恤、機關雜誌の月刊、各種水産統計の作成、一般的講習、水産物海外販路調査其他水産業の改良發達に關する指導獎勵等に當り何れも着々實效を收めつゝあり。

第二節 漁業組合

朝鮮沿岸に於ける海藻の漁場は古來地方の富豪又は兩班に於て之を占有し高率なる採取料を徴しつゝありしが、元來地先水面に棲息する魚介藻類の捕獲採取は漁村の維持經營上地元漁民の漁場として之を占有せしめ且其の漁利を永遠に保持する方法を講せしむる必要あるを以て、明治四十五年二月漁業令及漁業組合規則を發布し漁業組合に關する規定を設け組合の設立を獎勵し其の發達を圖り來れり、大正十二年十二月末日現在の組合數は百三十四、組合員數五萬百八十八名にして漁業者總數の一割二

分強とす、組合は一部特定の漁業者を以て組織したる例外的ものを除くの外、面の區域又は面内の部落の區域を以て其の地區と爲す、組合員數の最多なるは全羅南道濟州島海女漁業組合の八千二百四十名にして全羅南道莞島郡海苔漁業組合の四千四百九十一名之に亞ぎ、最少なるは咸鏡南道第一區潜水器漁業組合の二十名にして慶尙南道松眞浦漁業組合の二十二名之に亞ぎ、其の他は百名乃至三百名のもの多數を占む、又組合員が内地人のみのもの四組合、朝鮮人のみのもの九十組合、内鮮人共同のもの四十組合なり。

組合の經濟は組合の享有する漁業權に對する使用料（漁業料、入漁料）及共同販賣、共同購入其の他組合員の爲にする共同施設事業に依る手数料を以て其の主なる收入と爲し、其の他組合員に對する賦課金を徵收するものあり、而して右漁業組合が享有する大正十二年十二月現在の漁業權は總數八百二十三件に過ぎずして然も採藻、捕介の第六種水面專用漁業權多數を占め第一種及第三種免許漁業權の如き比較的收益の多きものは之を享有するもの甚だ寡少なり、從て巨濟漁業組合、迎日漁業組合及廣島鱚網漁業組合其の他三、四の組合を除くの外は其の享有する漁業權より生ずる收入極めて少額にして之を以て共同施設事業の財源たらしむる能はざると共に組合の基礎亦甚だ薄弱たるを免れず、次に各組合中共同販賣事業を經營するものは僅に四十六組合に過ぎざるも其の成績は概して良好なり。

大正十二年十二月現在に於ける漁業組合の起債金額は總計九十三萬九千圓、起債組合數十三、件數二

十二口にして、内八十三萬九千圓は殖産銀行の貸出に係り利率は年九歩乃至一割三步にして水利組合
其の他公共團體に貸出するものに比し高率なるも一般商工資金に比するときは聊か低率なるが如し、
起債金額の用途は組合員に對する低利漁業資金として融通するもの其の大部を占め、他は共同販賣、共
同購入、舊債整理、漁船避難港修築、共同販賣所の建築又な買收費等に充當し、償還期限は年賦拂均
等償還の方法に依るもの多數にして之が償還成績は良好なり、現在の漁業組合は其の地域或は廣きに
過ぎ或は狭きに失するものありて適當に之が分合を行ふを要すべく、又多くは財政の基礎薄弱にして
共同施設の財源を得るに苦しめるを以て漁業權の如きも第六種免許漁業に止まらず漁業の性質上若は
慣行上特定個人に免許するを要するもの以外は可成之に免許して其の財源を與へ、又理事者を選択し
て其の能率を高むる等既設組合に對する改善を講ずると共に發達の素地ある漁村部落に對して之が設
立を勸奨し、漸次其の普及を圖り健全なる漁村經營を爲すの要あり。

附 表

第一表 水産業生産高、戸口、船舶數表 (本府統計年報に據る)

年次	區分	生産		高		水産業者戸數		水産業者人口		船舶	
		數量	指數	金額	指數	指數	指數	指數	指數		
明治四十三年		千貫	100	千円	100	戸	100	人	100	隻	100
同 四十四年		鯨 二六、〇四六 魚 三、四四六	100	九、四七	100	七、〇〇〇	100	三六、三六八	100	一、七九七	100
大正元年		鯨 一八、一六六 魚 三、三三三	七〇	一三、〇七	一三	六、四三三	八八	二〇、五九九	九	一、四八〇	一〇四
同 二年		鯨 五、三四八 魚 二、九	二三八	一五、九四一	一六九	六、九九九	八七	二六、三四四	二五	一、九二六	一三五
同 三年		鯨 六、三四〇 魚 二、八五	二九三	一八、九六八	二〇一	六、九四一	一〇七	二六、八三三	二七	二、〇九二	一五四
同 四年		鯨 一〇、七六六 魚 三、〇五	四三〇	二二、〇二九	二三三	七、四九九	一〇九	二九、六四一	二九	三、四〇三	一五七
同 五年		鯨 一三、八二二 魚 三、六	四八六	二五、七六六	二七五	八、五九九	一二九	三七、七三三	一四八	三、六七〇	一五九
同 六年		鯨 一三、五五四 魚 三、五	四七一	二四、一六〇	二六三	九、九三二	一三九	三四、八四三	一五〇	三、六三三	一五三
同 七年		鯨 一三、八七五 魚 三、四	四八六	二五、九七八	二七三	九、八九九	一三九	三五、四四〇	一四四	三、六三三	一八八
同 八年		鯨 一六、二四 魚 一、六	五三〇	七、一九五四	四六七	九、五三三	一三七	三〇、八八五	一六七	三、三三三	一九九
同 九年		鯨 一六、六四四 魚 三、三	四九八	六、二一〇七	四四九	九、六七五	一二六	三九、〇四八	一七	三、〇七	二〇三

附 表

一

年 次	區 分	生 産			水産業者戸數	指 數	水産業者人口	指 數	水産業者用船舶	指 數	
		量	指數	金 額							
同 十 年		一四八、一五六 <small>千貫</small>	五九	七、三六九 <small>千円</small>	七五八	九六、六五五 <small>戸</small>	一三四	四八、二六六 <small>人</small>	一七九	三、二八五 <small>隻</small>	三九
同 十 一 年		一五八、五五九	六八	七、六〇八	七五九	九八、一九〇	一三六	四三、二〇八	一八五	三、三三六	三九
同 十 二 年		一七五、〇〇四	六五	七、六六三	七六〇	一〇一、五七五	一四三	四六、八一九	一八三	三、三〇〇	三九

備考 一、本表は漁業養殖を含む製造を合算したる生産高、戸口數、船舶數なり
二、明治四十三年は統計の據るべきものなきを以て之を掲記せず從て指數の算定は四十四年を基礎とせり
三、本表生産高の數量は千貫、價額は千圓を單位とせり

第二表 漁獲高、漁業者戸口、漁船數表 (本府統計年報に據る)

年 次	區 分	漁 獲			漁業者戸數	指 數	漁業者人口	指 數	漁 船 數	指 數
		量	指數	金 額						
明 治 四 十 三 年		一七六、九五 <small>千貫</small>	一〇〇	八、一〇三 <small>千円</small>	一	九六、五九五 <small>戸</small>	一〇〇	一六、七〇九 <small>人</small>	一〇〇	一六、七〇九 <small>隻</small>
同 四 十 四 年		一三三、四四	七三	六、七六五	一〇〇	六二、九七七	一〇〇	一六、三六三	一〇〇	一六、〇七二
大 正 元 年		一四三、六六	七六	八、四四六	一〇〇	五五、九七一	一〇〇	一七、四四九	一〇〇	一三、二八二
同 二 年		一四三、五五	七五	一、五二二	一〇〇	五五、八八六	一〇〇	一七、四〇七	一〇〇	一三、二八一
同 三 年		一五八、〇〇	七九	一、三〇四	一〇〇	六六、六八二	一〇〇	一七、九七二	一〇〇	一三、〇五四

年 次 區 分	製 造 高		製造者戸數	製造者人口	製 造 及 運 搬 船		
	數 量	指 數			指 數	指 數	
明治四十三年	八、五三二	100	10,078	38,406	100	1,778	100
同 四十四年	四、五七〇	五三	10,643	37,077	102	1,566	133
大 正 元 年	一四、九三三	一七	10,103	37,077	100	1,895	132
同 二 年	一八、一五七	二七	10,557	38,822	102	2,037	135
同 三 年	二一、七五〇	三〇	10,633	40,533	105	2,102	138
同 四 年	二六、七三〇	四四	10,266	40,644	104	1,779	131
同 五 年	三〇、〇六	五八	11,553	41,433	107	2,144	139
同 六 年	三六、六四	七〇	11,498	41,433	107	2,545	144
同 七 年	三九、六四	七九	11,408	41,666	108	2,545	144
同 八 年	三九、四八六	七五	11,018	41,666	108	2,545	144
同 九 年	三六、一五六	六七	11,018	41,666	108	2,545	144
同 十 年	三六、七三四	六九	11,018	41,666	108	2,545	144
同 十 一 年	三七、一四七	七〇	11,018	41,666	108	2,545	144
同 十 二 年	三七、四四五	七〇	11,018	41,666	108	2,545	144

備考 一、製造用船及運搬船は従来の統計資料にては區別し難きを以て一括計上せり
 二、明治四十三年は統計の據るべきものを以て掲記せず従て指數の算定は四十四年を基礎とせり
 三、本表製造高の數量は千貫、價額は千圓を單位とせり

鱒	牛舌魚		玉筋魚		鱈		海鰻		火魚		連子鯛		鱸		銀杏草	
	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量
七	三				三	六							五	六		
三	六			八	四	三	二	六	一	七	四		九	六	三	一
元	三			二	一	三	七	六	一	九	二		四	六	三	二
元	一			三	四	五	六	一	二	三	四		六	一	四	三
七	一	元	四	五	三	六	一	六	一	七	八	九	三	二	七	三
八	七	六	三	三	三	六	一	五	一	四	一	五	八	二	四	三
七	三	九	三	八	二	九	一	六	一	九	四	三	三	一	四	三
一	三	一	二	六	四	一	九	一	二	一	六	一	二	三	一	三
九	一	九	八	三	九	三	四	九	八	二	八	七	五	八	八	一
一	三	九	二	六	七	三	三	一	四	二	二	一	九	三	三	一
一	七	三	六	八	三	三	八	一	七	二	三	七	五	二	二	八
一	九	三	二	一	四	三	二	七	二	三	四	九	二	一	八	八

附
表

種別	數量		價額		年次
	價	數	價	數	
江鱈魚	價	數	價	數	四 十 三 年
鱈	價	數	價	數	四 十 四 年
鱈	價	數	價	數	大 正 元 年
鱈	價	數	價	數	二 年
鱈	價	數	價	數	三 年
鱈	價	數	價	數	四 年
鱈	價	數	價	數	五 年
鱈	價	數	價	數	六 年
鱈	價	數	價	數	七 年
鱈	價	數	價	數	八 年
鱈	價	數	價	數	九 年
鱈	價	數	價	數	十 年
鱈	價	數	價	數	十 一 年
鱈	價	數	價	數	十 二 年

附
表

石首魚		鮪		鮑		玉朓貝		玉筋魚		淡菜		海參		鱈		鮮		石首魚	
價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量
四三	一八〇	三六	一九二							三	四	七	五	四	五				
一三五	四四〇	四	一九七							六	七	八	九	〇	一				
二三	七五	一五	一五五	四						四	三	四	三	八	九	九	九	一	二
四六	一、四四〇	四九	一、五五	三						三	二	三	二	一、五五	二、三〇	八	二	二	三
四九	一、〇三三	五二	一、〇七三	五						六	八	七	六	一、三二	一、六七	四	二	二	三
五〇	一、二四一	五三	一、二九一							七	九	八	七	一、六四	二、一九	三	三	三	四
四七	九〇七	六九	一、〇〇三	七						八	〇	九	八	一、六〇	二、〇四	三	三	三	四
八三	一、三三〇	二六	一、四〇三	九						九	〇	八	七	一、六〇	二、〇九	四	三	三	四
七六	一、〇八	二七	一、一四九	二						〇	九	八	七	一、六〇	二、一四	四	三	三	四
七九	九八六	二八	一、〇三三	三						一	〇	九	八	一、六〇	二、一九	四	三	三	四
八四	九八	二九	一、〇二	四						二	一	〇	九	一、六〇	二、二四	四	三	三	四
九二	九三	三〇	一、〇一	五						三	二	一	〇	一、六〇	二、二九	四	三	三	四
九八	八〇	三一	一、〇〇	六						四	三	二	一	一、六〇	二、三四	四	三	三	四
九六	八〇	三二	九九	七						五	四	三	二	一、六〇	二、三九	四	三	三	四

種 類	敷 量		價 額		種 類	敷 量		價 額	
	千貫	百貫	千貫	百貫		千貫	百貫	千貫	百貫
蝦					總 計				
其 他					其 他				
雜 製 品					雜 製 品				
蒲 錠					蒲 錠				
備 考					備 考				
一、明治四十三年は統計の據るべきものなきを以て掲記せず					一、明治四十三年は統計の據るべきものなきを以て掲記せず				
二、鰯の生産高は大正七年以前に於ては蝦の生産額中に一括せるを以て其の敷量價額不明なり依つて本表には大正八年					二、鰯の生産高は大正七年以前に於ては蝦の生産額中に一括せるを以て其の敷量價額不明なり依つて本表には大正八年				
分より掲記せり					分より掲記せり				
三、本表は千位未満の端数を切捨て掲記したるを以て總計と一致せず					三、本表は千位未満の端数を切捨て掲記したるを以て總計と一致せず				

第六表

種類別養殖高累年比較表

(本府統計年報に據る)

種 別	敷 量		價 額	
	千貫	百貫	千貫	百貫
大正七年				
大正八年				
大正九年				
大正十年				
大正十一年				
大正十二年				

種 別	年 次		鯉、鰻		鮑		鱈		總 計	
	價 額	數量	價 額	數量	價 額	數量	價 額	數量	價 額	數量
	大正七年	四、〇〇〇圓	〇	〇	〇	〇	一、〇〇〇	〇	一、〇〇〇	〇
	大正八年	四、〇〇〇圓	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二、五〇〇圓	〇
	大正九年	四、〇〇〇圓	〇	〇	〇	〇	五〇〇	〇	四、五〇〇圓	〇
	大正十年	四、〇〇〇圓	〇	〇	〇	〇	七、七六八	〇	七、七六八圓	〇
	大正十一年	四、〇〇〇圓	〇	〇	〇	〇	七、七〇〇	〇	一、〇〇〇圓	〇
	大正十二年	四、〇〇〇圓	〇	〇	〇	〇	一、八〇〇	〇	一、八〇〇圓	〇

備考 一、養殖業に關しては大正六年以前に於ては統計の據るべきものなきを以て大正七年以後の分を掲記せり
 二、紅鮓、鯛、鮑、藻貝等の養殖事業を營むものあるも收穫なきを以て本表に掲記せず

第七表 漁獲高道別累年比較表 (本府統計年報に據る)

道 名	數 量		價 額		年 次
	價 額	數量	價 額	數量	
京 畿 道	千圓	千貫	千圓	千貫	明治四十三年
	四三	四三	四三	四三	同 四十四年
	四六	一、四八八	四六	一、四八八	大正元年
	五七	一、五三七	五七	一、五三七	同 二年
	四七	一、三三三	四七	一、三三三	同 三年
	四六	一、三三三	四六	一、三三三	同 四年
	三七	一、三三三	三七	一、三三三	同 五年
	六〇	一、五九二	六〇	一、五九二	同 六年
	六九	一、三三三	六九	一、三三三	同 七年
	六四	一、五九二	六四	一、五九二	同 八年
	四三	一、〇〇〇	四三	一、〇〇〇	同 九年
	六三	一、〇〇〇	六三	一、〇〇〇	同 十年
七三	一、二二八	七三	一、二二八	同 十一年	
四七	一、〇三六	四七	一、〇三六	同 十二年	

道名	數量		價額	
	數量	價額	數量	價額
威鏡南道	千貫	千貫	千貫	千貫
威鏡北道	千貫	千貫	千貫	千貫
總計	千貫	千貫	千貫	千貫
明治四十三年	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六
明治四十四年	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六
大正元年	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六
二年	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六
三年	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六
四年	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六
五年	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六
六年	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六
七年	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六
八年	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六
九年	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六
十年	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六
十一年	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六
十二年	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六

備考 一、明治四十三年は統計の據るべきものなきを以て掲記せず
 二、本表は千位未満の端數を切捨て掲記したるを以て總計と一致せず

第八表 製造高道別累年比較表 (本府統計年報に據る)

道名	數量		價額	
	數量	價額	數量	價額
京畿道	千貫	千貫	千貫	千貫
忠清南道	千貫	千貫	千貫	千貫
全羅北道	千貫	千貫	千貫	千貫
明治四十三年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
明治四十四年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
大正元年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
二年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
三年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
四年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
五年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
六年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
七年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
八年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
九年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
十年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
十一年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
十二年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇

備考 一、明治三十三年は統計の據るべきものを以て掲記せず
 二、本表は千位未満の端数を切捨て掲記したるを以て總計と一致せず

第九表 養殖高道別累年比較表 (本府統計年報に據る)

年次	數量		價額		道別
	數	量	價	額	
大正七年	1,100	買	1,100	買	京畿道
	1,100	買	1,100	買	
大正八年	1,000	買	1,000	買	北道
	1,000	買	1,000	買	
大正九年	1,000	買	1,000	買	忠清道
	1,000	買	1,000	買	
大正十年	1,000	買	1,000	買	南道
	1,000	買	1,000	買	
大正十一年	1,000	買	1,000	買	全羅道
	1,000	買	1,000	買	
大正十二年	1,000	買	1,000	買	全羅南道
	1,000	買	1,000	買	
大正十三年	1,000	買	1,000	買	北道
	1,000	買	1,000	買	
大正十四年	1,000	買	1,000	買	慶尚道
	1,000	買	1,000	買	
大正十五年	1,000	買	1,000	買	南道
	1,000	買	1,000	買	
大正十六年	1,000	買	1,000	買	平安道
	1,000	買	1,000	買	
大正十七年	1,000	買	1,000	買	南道
	1,000	買	1,000	買	
大正十八年	1,000	買	1,000	買	江原道
	1,000	買	1,000	買	
大正十九年	1,000	買	1,000	買	咸鏡道
	1,000	買	1,000	買	
大正二十年	1,000	買	1,000	買	咸鏡北道
	1,000	買	1,000	買	
大正二十一年	1,000	買	1,000	買	計
	1,000	買	1,000	買	

備考 一、養殖業に關しては大正六年以前は統計の據るべきものを以て大正七年以後の分を掲記せり

第十表 漁業別漁獲高表 大正十二年(本府統計年報に據る)

漁業種類	船數人員漁獲高		漁獲高
	船數	人員	
抄網類漁業	三、一六六	九、四三五	五五一、五六一
刺網類漁業	五、六五九	二八、七八〇	六、五五七、四三二
建網類漁業	一〇、八八〇	四七、九二六	一一、六八九、八四九
曳網類漁業	八、一三七	四一、七四三	一〇、四三六、八三一
旋網類漁業	二、八九三	二四、七〇五	七、四六〇、五三五
敷網類漁業	二〇五	七九一	二七九、四九六
捲網類漁業	七一二	二二、三三八	一五二、二四六
延繩類漁業	一一、一四六	四一、一四九	六、二四四、〇六一
一本釣類漁業	七、三九五	一七、六六二	九九九、六九五
雜漁具類漁業	一〇、三〇八	二一〇、五二三	七、四五一、二二六
計	六〇、五〇一	四二五、〇五二	五一、七二二、九三二

第十一表 漁船累年比較表 (本府統計年報に據る)

船型別	年別											
	明治十三年	明治十四年	明治十五年	明治十六年	明治十七年	明治十八年	明治十九年	明治二十年	明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年	明治二十四年
日本型	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三	三、〇一三

附 表

船型別	明治十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年
朝鮮型	九、七〇〇	九、六〇〇	二、三〇〇	二、六〇〇	二、七〇〇	一、八〇〇	一、九〇〇	一、四〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇
其他	一、八〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、八〇〇	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、二〇〇	二、三〇〇	二、四〇〇
計	一、〇五、〇〇〇	一、〇四、〇〇〇	一、〇四、〇〇〇	一、〇四、〇〇〇	一、〇四、〇〇〇	一、〇四、〇〇〇	一、〇四、〇〇〇	一、〇四、〇〇〇	一、〇四、〇〇〇	一、〇四、〇〇〇

備考 明治四十三年は船型別統計の據るべきものを以て合計のみを掲記せり

第十二表 仕向地別鮮魚輸出額累年比較表 (本府貿易年報に據る)

仕向地別	年		支那	露亞細亞領	内地	計
	次	年				
支那	數量	七九、四九〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同
	價額	一、五五、〇〇〇	同	價額	一、五五、〇〇〇	同
露亞細亞領	數量	一、〇〇〇、〇〇〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同
	價額	一、〇〇〇、〇〇〇	同	價額	一、〇〇〇、〇〇〇	同
内地	數量	一、〇〇〇、〇〇〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同
	價額	一、〇〇〇、〇〇〇	同	價額	一、〇〇〇、〇〇〇	同
計	數量	一、〇〇〇、〇〇〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同
	價額	一、〇〇〇、〇〇〇	同	價額	一、〇〇〇、〇〇〇	同
明治十三年	數量	一、〇〇〇、〇〇〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同
同十四年	數量	一、〇〇〇、〇〇〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同
大正元年	數量	一、〇〇〇、〇〇〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同
同二年	數量	一、〇〇〇、〇〇〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同
同三年	數量	一、〇〇〇、〇〇〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同
同四年	數量	一、〇〇〇、〇〇〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同
同五年	數量	一、〇〇〇、〇〇〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同
同六年	數量	一、〇〇〇、〇〇〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同
同七年	數量	一、〇〇〇、〇〇〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同
同八年	數量	一、〇〇〇、〇〇〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同
同九年	數量	一、〇〇〇、〇〇〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同
同十年	數量	一、〇〇〇、〇〇〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同
同十一年	數量	一、〇〇〇、〇〇〇斤	同	數量	一、〇〇〇、〇〇〇	同

備考 一、大正七年以後輸移出額の劇増せるは從來の漁場よりする直接輸移出取締を勵行したるに由る

第十三表 仕向地別水産製品輸移出額累年比較表 (本府貿易年報に據る)

年次	支那	露領朝鮮	香港	布哇	北米	内地	計
明治三十三年	七九、〇六四	三、四	四、二九	八六			八六、八五二
同三十四年	七、八八四	一、〇	八七				八、九七二
大正元年	八、〇三六	九二	二五〇				一、〇七六
同二年	二、四四八	一、〇四八	一、四五六				四、九四二
同三年	二、六〇六	一、〇一五	二、九八六				六、六〇七
同四年	一、五、六四四	九七五	三、五三三		二七		五、二〇九
同五年	三〇、七六四	三、九四	一、九七		五七		三六、七三六
同六年	四、二七	二七、六五	九、〇三		三七		三九、〇三
同七年	七、〇五四	一、六三	三				八、七〇七
同八年	一、〇八六	三、三	三、三		一、八		四、四一六
同九年	一、三五六	一、九四					三、三〇〇
同十年	七、四、三	三、九九			一、〇		八、四三二
同十一年	七、〇九				二五		七、一四

第十四表 漁業處分件數累年比較表 (本府統計年報に據る)

種別	區分	年次	免許	
			内地人	朝鮮人
附 表	計	明治三十三年	一六	三九
		同三十四年	三一	八七
		大正元年	四四	五五
		同二年	四五	一四九
		同三年	一五	五九九
		同四年	四七	一八
		同五年	五七	三
		同六年	九	三
		同七年	二八	六二
		同八年	五八	一、〇
		同九年	六	四〇八
		同十年	一四〇	二六七
同十一年	三	四六		
同十二年	一六	六二		

第十六表

地方費水産事業費累年比較表

(地方費豫算に據る)

計	咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道	黃海道	慶尙南道	慶尙北道	全羅南道	全羅北道	忠清南道	忠清北道
一												
一												
三												
六												
五												
六												
九												
一〇												
七												
七												
一四												
三〇												
一〇												

道名	年別	明治十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年
道	別	三、八四、〇〇〇	三、八四、〇〇〇	三、八四、〇〇〇	三、八四、〇〇〇	三、八四、〇〇〇	三、八四、〇〇〇	三、八四、〇〇〇	三、八四、〇〇〇	三、八四、〇〇〇	三、八四、〇〇〇
京畿道		一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
忠清南道		二、七〇、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇

附 表

附 表

道 名 別	年 別											
	明治十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年
全羅北道	九八三	一、五五〇	一、八五五	一、四七〇	一、四八五	一、四四〇	一、四六〇	一、四三〇	一、四三〇	一、四三〇	一、四三〇	一、四三〇
全羅南道	九八三	一、七四六	一、九六二	一、九六四	一、九四四	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三
慶尙北道	一、四四〇	一、五〇〇	一、八〇〇	一、八七〇	一、八六六	一、八四三	一、八三三	一、八三三	一、八三三	一、八三三	一、八三三	一、八三三
慶尙南道	七〇四	六、七二	四、三三〇	六、一三四	五、八五五	八、五七〇	九、四〇〇	一、四、一三三	一、七、三三〇	一、七、三三〇	一、七、三三〇	一、七、三三〇
黃海道	六、四八	—	八五〇	一、三三六	一、六四〇	三、九三〇	三、四〇〇	五、三三〇	八、八七	一、六、三三〇	一、六、三三〇	一、六、三三〇
平安南道	三、五〇	三、三三〇	三、四七五	三、五七〇	三、九九〇	四、四七五	三、八七〇	三、九〇〇	四、五七	五、六六〇	七、〇三〇	七、一七〇
平安北道	三、五〇	一、六五〇	三、一〇〇	三、七〇五	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	六、三三〇	六、三三〇	五、四八〇
江原道	六、四八	六、七二	一、三〇〇	六、九三〇	六、六六〇	八、〇八〇	一、〇、六三〇	一、一、八三〇	一、一、八三〇	一、一、八三〇	一、一、八三〇	一、一、八三〇
咸鏡南道	三、三三〇	三、三三〇	五、八四〇	五、三三〇	五、三三〇	四、九三〇	四、九三〇	六、〇〇〇	七、一三〇	七、一三〇	七、一三〇	七、一三〇
咸鏡北道	四、〇〇	四、八六	三、一六五	三、〇四九	三、五三〇	三、五三〇	三、五三〇	三、五三〇	三、五三〇	三、五三〇	三、五三〇	三、五三〇
計	九、一五〇	四、三三〇	三、六三〇	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇

備考 明治四十三年は不明なるを以て掲記せず

大正十三年十二月二十五日 印刷
大正十三年十二月三十一日 發行

朝鮮總督府殖產局

朝鮮京城

印刷所 大和商會印刷所